2017
DISCLOSURE

JAバンク福井県信連 REPORT 2017





表紙について

福井市の中心を貫いて流れる足羽川。その堤防（木田橋ー新明里橋の間）には、「桜の名所 100 選」にも選ばれた日本一のスケールと言われる約 600 本・のべ 2.2km もの桜並木があり、満開の春にはピンク色の壮大なトンネルくぐりが楽しめます。



DISCLOSURE

JA バンク福井県信連　REPORT　2017

経営・事業運営

ごあいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・1

経営理念・経営方針 ・・・・・・・・・・・2

コンプライアンス態勢等について ・・・・3

JA グループについて ・・・・・・・・・・12

事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・15

取扱業務のご案内・・・・・・・・・・・・25

財務諸表

財務内容のご報告 ・・・・・・・・・・・31

組織

当会の概要・・・・・・・・・・・・・・・69

索引

索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

※　本冊子は農業協同組合法第 54 条の 3 第 1 項および第 2 項に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

※　金額等は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
田波　俊明



代表理事理事長
峨家　二三雄

福井県信用農業協同組合連合会は、昭和23年の創立以来、福井県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域経済・社会の繁栄に貢献する地域金融機関を目指してＪＡと共に歩んでまいりました。これもひとえに会員ならびに地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と心より御礼申しあげます。

さて、ＪＡグループを取り巻く環境につきましては、政府・与党による農協改革や日本と欧州連合（ＥＵ）の経済連携協定（ＥＰＡ）交渉大詰めなどを背景に、農業所得の増大と農業生産の拡大、地域活性化に向けた取組みが一層求められております。

このような中、福井県ＪＡバンクでは、福井県ＪＡバンク中期戦略基本目標である「ＪＡバンク自己改革の完遂」と「個人貯金8,000億円達成」に向け、「ＪＡを利用するメリット」を利用者の方々が今以上に実感できるような事業展開を目指し、「組合員トータルサポートセンター」「金融センター機能」を設置し、組合員向けサービスの向上に取り組んでいるところであります。

この度、当会の業務内容、活動状況等について皆さまに紹介するためディスクロージャー誌「ＪＡバンク福井県信連　ＲＥＰＯＲＴ　２０１７」を作成いたしました。この冊子により当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

平成29年７月

経営管理委員会会長　**田波　俊明**

代表理事理事長　**峨家　二三雄**

経営理念・経営方針

経　営　理　念

ＪＡバンク福井県信連は、協同組合精神のもと、信用事業を通じて、農業の振興と地域社会の発展に貢献します。

経　営　方　針

- 収益基盤を拡充する
- 統合的リスク管理態勢を確立する
- 会員に対する指導力・相談力を強化する
- 専門性、マネジメント能力を備えた人材を育成する
- 機能集約による業務効率化を進める

中 期 経 営 計 画

当会では上記「経営理念」「経営方針」のもと、収益還元はもとより、従来以上の機能還元に、より一層のスピード感を持って取り組むことが重要であると考え、平成28年を初年度とする３カ年計画を策定いたしました。

役職員の人材開発の強化を進めつつ、経営の安定確保に向けた経営管理態勢の充実や財務内容の強化などを行い、事業方針に掲げる３つのテーマを優先的・重点的に、役職員一丸となり実践してまいります。

＜事業方針＞

- 自己改革の実践
- 福井県ＪＡバンク中期戦略の実践
- 重点課題への継続的な取組み実践

地域に密着した、より一層必要とされる金融機関としての活動を継続しながら、福井県JAバンクの総力を結集し組合員・利用者満足度の向上と利用者保護を徹底いたします。

コンプライアンス態勢等について

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

当会は、協同組織金融機関としての社会的責任・公共的使命の大きさを認識し、コンプライアンス（社会倫理や法令などの遵守）を経営の最重要課題のひとつとしております。

確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正な行動をとるため、当会では「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」として体系化し、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を各年度において定め、すべての役職員にコンプライアンスを徹底しております。

コンプライアンス基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、社会的責任と公共的使命を全うする協同組織金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、①当会の社会的責任と公共的使命の認識、②会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供、③法令やルールの厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、⑤透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実、⑥職員の人権の尊重等、⑦環境問題への取組、⑧社会貢献活動への取組の８項目からなる基本方針を定めます。

1　当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。

2　会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「ＪＡバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供ならびに「ＪＡバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下ＪＡ系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与します。

3　法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行します。

4　反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底します。

5　透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

6　職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

7　環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組みます。

8　社会貢献活動への取組

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組みます。

金融ＡＤＲ制度への対応

苦情処理措置および紛争解決措置について

1　苦情処理措置の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会事業に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

（１）相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて当会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
（２）相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
（３）受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、当会内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当会事業の各担当窓口へお申し出ください。
（市外局番は、いずれも 0776 です）

監査部	監査課 27-8245	管理部	企画管理課 27-8232
管理部	庶務課 27-8230	ＪＡバンク推進部	推進企画課 27-8237
ＪＡバンク推進部	ローンセンター 27-8246	ＪＡバンク支援部	事務指導課 27-8238
ＪＡバンク支援部	人材開発課 27-8236	営業部	農業課 27-8240
営業部	営業一課 27-8239	営業部	営業二課 27-8243
資金部	資金証券課 27-8241		

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

相談・苦情等受付窓口
電話番号：0776-27-8234　リスク審査部　リスク審査課
電子メール：info@ja-bank-fukui.or.jp
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

（４）福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、当会に対して迅速な解決を依頼します。

福井県ＪＡバンク相談所
電話番号：0776-27-8222
受付時間：午前９時～午後５時
（金融機関の休業日を除く）

2　紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

福井弁護士会 紛争解決センター	京都弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会 紛争解決センター
電話番号：0776-23-5255 受付時間：午前８時 45 分～ 午後５時 15 分 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	電話番号：075-231-2378 受付時間：午前９時～正午 午後１時～午後５時 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	電話番号：052-203-1777 受付時間：午前 10 時～午後４時 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当会の相談・苦情等受付窓口または福井県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。なお、福井弁護士会・京都弁護士会・愛知県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

相談・苦情等受付窓口	福井県ＪＡバンク相談所
電話番号：0776-27-8234 受付時間：午前９時～午後５時 （金融機関の休業日を除く）	電話番号：0776-27-8222 受付時間：午前９時～午後５時 （金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当会のＪＡバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

利 益 相 反 管 理 方 針

利益相反管理方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を開示します。

1　対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2　利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

（１）お客様と当会の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏えいし、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（２）当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

○農業法人等の買収において、当会が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

○グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3　利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保します。

（１）対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法。

（２）対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法。

（３）対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法。（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（４）その他対象取引を適切に管理するための方法。

4　利益相反管理体制

（１）当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

5　利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

反社会的勢力との取引排除

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、福井県暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

利用者保護について

利用者保護等管理方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業を利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1　利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。

2　利用者からのご相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

3　利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

4　当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

5　当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

情報セキュリティについて

情報資産を取り扱うシステムについて、技術的・物理的・組織的・人的安全対策の明確な基準として、「情報セキュリティ基本方針」等※を制定し、必要な対策を講じ、セキュリティ侵害が発生しないよう未然防止に努めております。

※　各種基準としては、「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ実施手順」、「個人情報取扱規程」「個人情報取扱細則」等、詳細な手続きを制定しております。

情報セキュリティ基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1　当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他情報セキュリティに関係する諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2　当会は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3　当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4　当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5　当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報の取扱方針について

個人情報保護方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1　関係法令等の遵守
当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2　利用目的
当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3　適正取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4　安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5　第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6　機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7　匿名加工情報の取扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8　開示・訂正等、利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9　継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10　苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒910-8666　福井県福井市大手３丁目２番 18 号
福井県信用農業協同組合連合会　リスク審査部
TEL　0776-27-8234

貸出運営等についての考え方

当会は、「クレジット基本方針」で策定した与信の基本原則に基づき、次のとおり融資業務を運営しております。

農業、農村、地域社会に寄与することを主眼とし、系統資金の地域還元・地場産業への積極的な融資を行うことで、農業基盤の安定・強化を目指した農業関連融資の拡充はもとより、地域金融機関として、種々の資金需要に応え、地域の発展に努めております。

特に農業融資では、日本政策金融公庫と連携して、「認定農業者」「集落営農組織」「農事組合法人」等を中心とした“担い手融資の推進・強化”、「青年等就農資金」による“農業参入者へのサポート”に取り組んでおります。

なお、貸出資産の健全性を確保するため、信用格付制度の整備や財務内容の実態把握等を行い、適切なリスク管理に努めております。

クレジット基本方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）の与信業務については、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、その基本方針を制定し業務の遂行を行っております。

与信を行うにあたっては、以下のことを原則としております。

クレジット基本方針の原則

1　農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や当会内諸規定を厳守し、社会的規範にもとることない、誠実かつ公平な与信を行います。
2　当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。
3　取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行います。
4　リスク・リターンを踏まえた、適正で安定的な収益が確保できる与信を行います。
5　取引先と相互の成長発展に寄与する、効果的な与信を行います。
6　資金が固定化することのないように、流動性に配慮した与信を行います。

金融商品の勧誘方針

平成18年６月14日に改正された「金融商品の販売等に関する法律」の趣旨に則り「金融商品の勧誘方針」を策定し、お客さまの信頼をいただけるよう努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1　お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2　お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3　不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4　電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5　お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6　販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

リスク管理態勢について

経営の健全性を維持し、会員・利用者の方々に安心して当会をご利用いただくため、また、収益性とのバランスのとれたリスクコントロールを目指すため、当会は適切なリスク管理態勢の整備を最重要課題のひとつとしております。

直面する様々なリスクに対応するため「リスクマネジメント基本方針」に基づき、リスク審査部を統括部門とするリスク管理態勢を整備し、統合的なリスク管理の強化に努めております。

また、リスクマネジメントが有効に機能しているかを客観的に検証するため、業務執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施しております。

個別リスクへの対応について

【信用リスク】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化などにより貸出金などの元本・利息の回収が困難になるリスクをいいます。

当会では、貸出資産や有価証券等の健全性向上を図るため、営業関連部署から独立した審査担当部署を設置し、信用リスク全般の管理を行っております。また、「信用リスクマネジメント要項」に基づき、信用リスク量の計測や資産の自己査定を実施し、リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施し、適切な償却・引当を行い財務の健全性を図っております。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利や為替、株価などの相場変動により資産価格が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当会では、役員および関係部署職員からなる余裕金運用会議およびリスク管理委員会の中で、経済・金融見通し、資金運用方針の検討、ＡＬＭ管理等を行い、金利・価格変動等のリスクコントロールに努めております。

また、「市場リスクマネジメント要項」に基づき測定した市場リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施しております。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、資金が固定化することにより資金の現金化が困難となり資金不足を起こす場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当会では、安定した資金繰りを行うため「流動性リスクマネジメント要項」に基づき運用・調達の状況を一元的に管理し、流動性リスクのモニタリングを実施しております。

【オペレーショナル・リスク】

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外部で発生した出来事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、どのような事象がオペレーショナル・リスクに該当するかを「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」において定義しております。リスクの種類と対応策については、次のとおりです。

・　法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反して不適切な取引を行うこと、もしくはその他法的な原因により損失を被るリスクをいいます。

当会では、法的原因により被る損失を回避するため、リーガルチェック態勢を確立し、各種取引・契約書等のリーガルチェックを実施しております。

・　システム・情報資産リスク

システムリスクとは、災害、機器・通信回線の故障、コンピュータシステムのダウンや誤作動などの障害発生等により損失を被るリスクをいいます。また、情報資産リスクとは会員・利用者の皆さまよりお預かりした情報資産について毀損・滅失・改ざん・漏えい・不正侵入等によるセキュリティ侵害により、信用失墜などの損失を被るリスクをいいます。

当会では、システムリスク・情報資産リスクに対する取組方針として、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「危機管理・事業継続計画」等を制定し、トラブル未然防止策や万が一セキュリティ侵害が発生した際の対応方針等を規定しております。

・　事務リスク

事務リスクとは、事故や不正、日常的に行われる事務を適時適切に処理しない事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、発生した事故・事務ミスに係る再発防止策の策定や事務処理マニュアルの整備等により、事務水準の向上を図り、事務リスクの回避に努めております。

・　その他のオペレーショナル・リスク

前記以外のオペレーショナル・リスクについても、当会においてリスクを特定し、評価を行ってリスクの回避に努めております。

内部監査態勢

当会では、業務執行部門から独立した内部監査部門が、全部署に対し業務運営全般にわたる管理および業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、監査結果に基づく情報の提供と改善・合理化への提言等を通じて、業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部統制強化への取組み

内部統制とは、財務諸表の信頼性や業務の正確性、企業倫理・法令の遵守等を確保するため、各業務プロセスにおいてリスクの確実なコントロールを行うことをいいます。

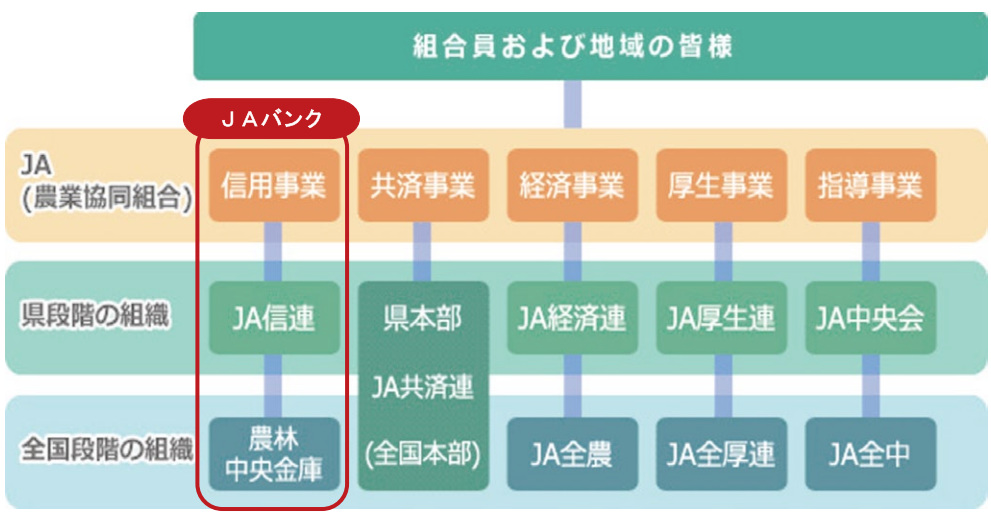
当会では、「財務報告に係る内部統制基本方針」に則り、各年度において内部統制にかかる評価計画書を定め態勢整備に取り組んでおります。また、財務報告の信頼性を確保するため、内部監査部門による検証を行うとともに、その有効性を評価し、理事会・経営管理委員会に報告しております。

JAグループについて

ＪＡ グループの 概 要

ＪＡグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のＪＡ、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階のＪＡ全中・農林中央金庫等で構成され、それぞれが機能を分担し、指導・信用・経済・共済・厚生などの事業を展開しております。当会はＪＡグループ、ＪＡバンクの一員です。

【　ＪＡグループの中のＪＡバンク　】



福井県ＪＡバンクについて

福井県ＪＡバンクとは、信用事業を行っている福井県内12ＪＡと当会を合わせた総称です。

福井県ＪＡバンクは、より身近で安心・便利な金融機関として地域の方々にご利用いただけるよう、皆さまのライフプランにあった金融サービスの提供に日々努めております。

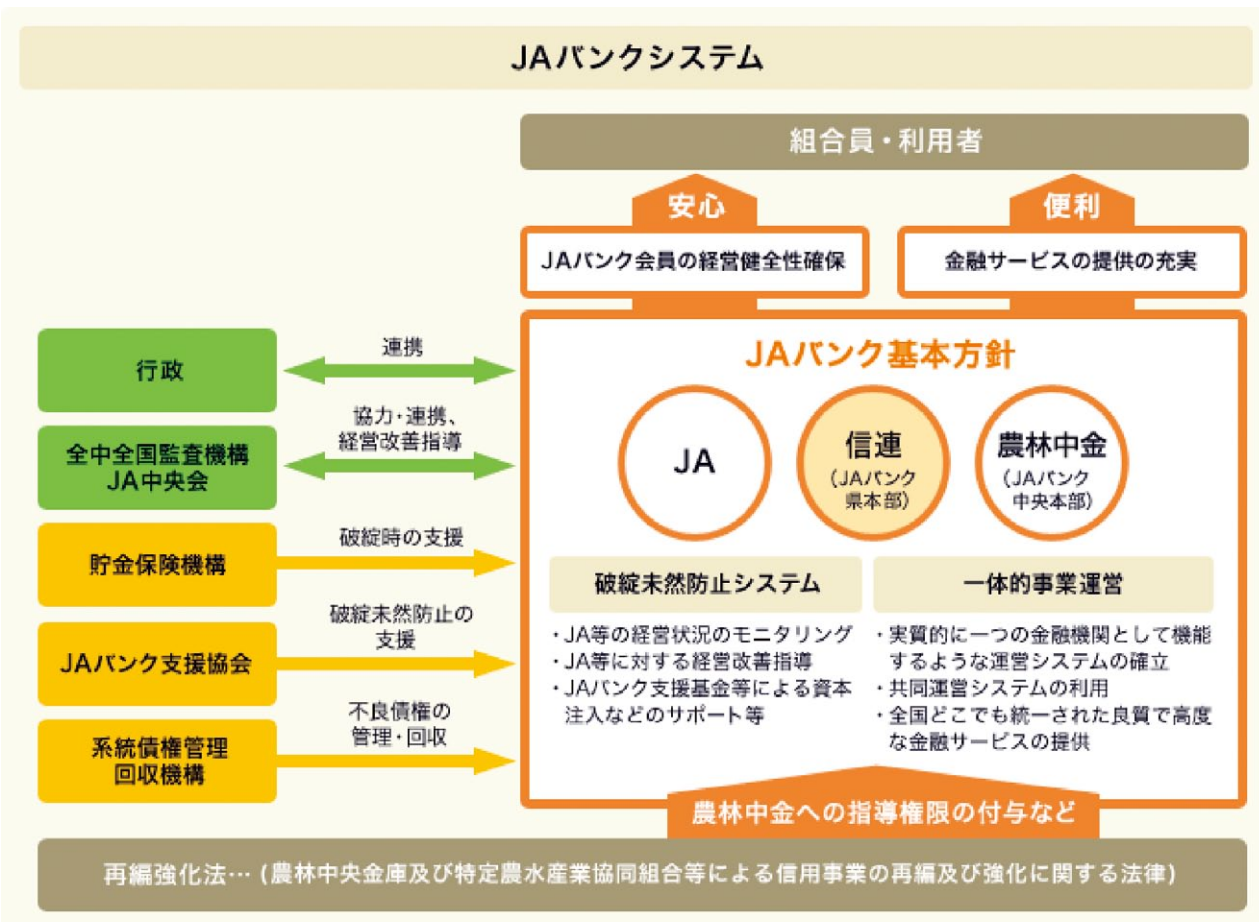
【　福井県内の 12ＪＡ　】



ＪＡバンクシステムについて

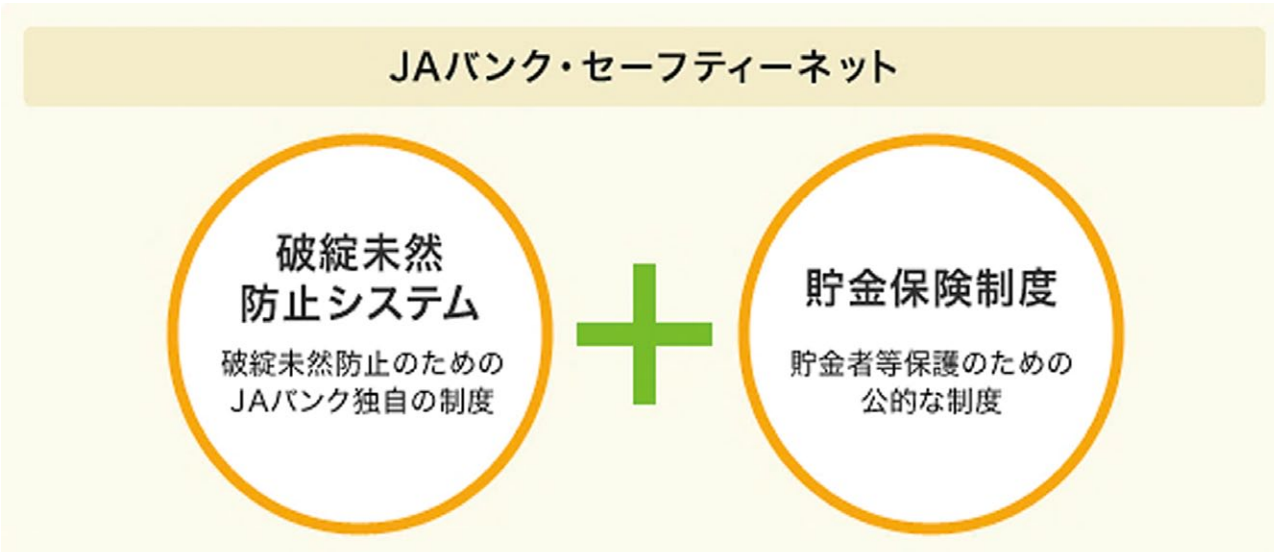
組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティーネットのご紹介

ＪＡバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「ＪＡバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。



【　破綻未然防止システム　】

ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

【　貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険機構）　】

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

事業の概況

国内経済は、企業業績や雇用環境を中心に緩やかな回復基調が続いておりますが、他方では日銀による強力な金融緩和政策の継続により運用利回りが低迷するなど、金融機関においては、厳しい収益環境が継続しております。

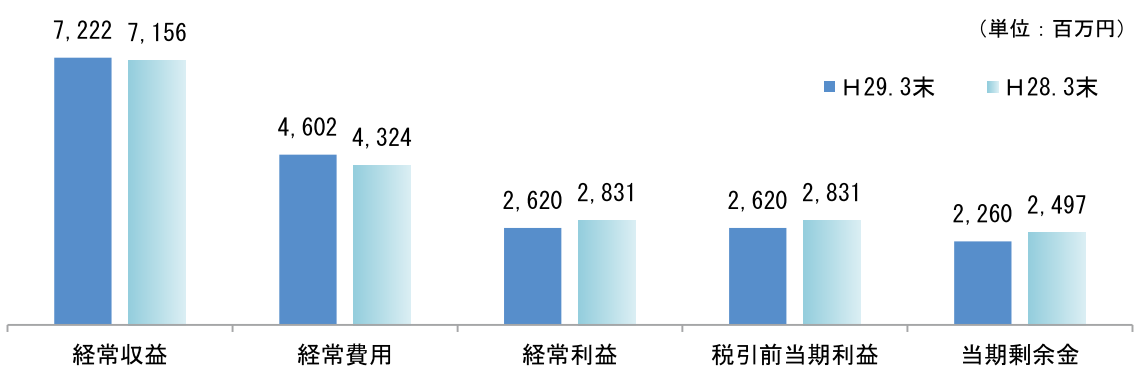
また、国内の農業情勢においても、長期的な米価下落が続く中、農業就業人口の減少や高齢化の進行など、農業者が将来のビジョンを描きにくい状況となっています。

このような中、「ＪＡバンク自己改革」に掲げた「農業所得増大と地域活性化」「信用事業運営の合理化・効率化」「地域貢献への取組み」を着実に進め、「平成28年度ＪＡバンク重点実践方策」に基づく事業展開を図ってまいりました。

損益の状況

超低金利により厳しい運用環境となる中、安定的な収益の確保やコスト抑制を行いつつ、会員ＪＡへの収益還元水準の維持に努めました。

平成28年度の損益につきましては、経常収益が72億22百万円（対前期比0.92%増加）、経常費用が46億２百万円（同6.42%増加）となり、その結果、経常利益は26億20百万円（同7.46%減少）、税引前当期利益は26億20百万円（同7.47%減少）、当期剰余金は22億60百万円（同9.48%減少）となりました。



ＪＡバンク自己改革への取組み

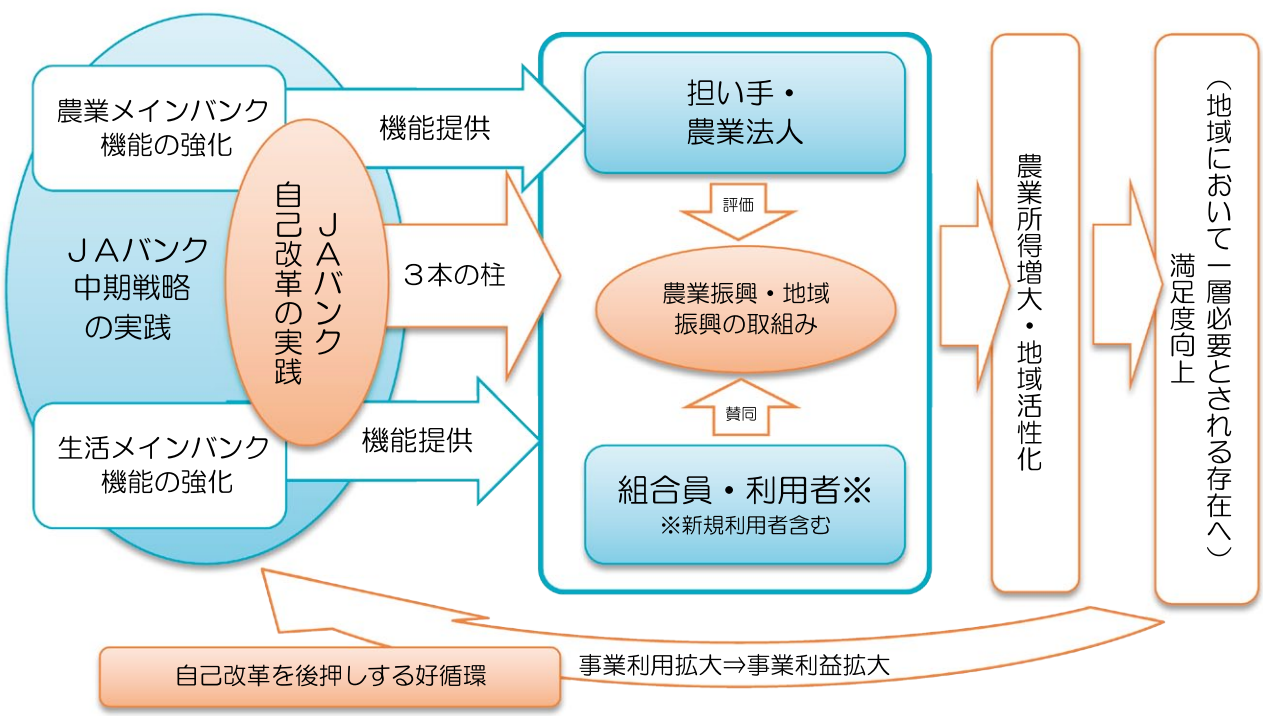
福井県ＪＡバンクでは、担い手・農業法人はもとより、組合員・利用者から従来以上の評価・賛同を受け、更なる満足度向上を図っていくため、ＪＡバンク自己改革３本の柱である「農業所得増大と地域活性化」「信用事業運営の合理化・効率化」「地域貢献への取組み」を着実に進めていくこととしております。

既往施策に加えて、ＪＡバンク自己改革の取組みを着実に実践していくことで、農業所得の増大と地域活性化、ならびに組合員等の満足度向上を図り、その結果として事業規模の拡大につなげ自己改革を後押しする好循環を作り出していく必要があります。当会は、地域に密着し、より一層必要とされる福井県ＪＡバンクの実現に向け全力で取り組んでまいります。

ＪＡバンク自己改革の“３本の柱”と事業戦略のイメージ図

Ⅰ　農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応	Ⅱ　ＪＡが営農経済事業に全力投球できる環境整備	Ⅲ　農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

➢ 既往施策に加えて自己改革を実践することで、組合員等の満足度をさらに向上させ、地域において一層必要とされる存在へ。（“利用者満足度向上⇔事業利用拡大”の好循環を各地域で作り出す。）



「組合員トータルサポートセンター」の設立、「金融センター機能」の拡充

当会を含むＪＡ福井県五連は、平成28年４月に「組合員トータルサポートセンター」を設立しました。当センターは、県下ＪＡグループの力を結集して組合員や地域の皆さまの利用満足度向上に資するよう、生産振興・技術支援等を中心とした農業支援事業や、信用・共済・福祉等の総合（生活）支援事業にＪＡと共に取り組んでおります。

さらに当会では、平成28年７月に「金融センター機能」を拡充し、当サポートセンターとの連携を強化することで、「ＪＡを利用するメリット」を組合員・地域の皆さまが今まで以上に実感できるようなサービス・事業展開について、重点的に取り組んでおります。

ふくい農業応援プログラム

ＪＡグループが全国で展開している「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を踏まえ、更なる県内農業者等の支援事業として、福井県ＪＡグループ「ふくい農業応援プログラム」を展開しております。

これは、平成28～30年度までの３年間で、生産基盤維持のための担い手向け直接支援（担い手向け金融支援事業等６事業）、新規就農支援、県内農産物の生産・流通・販売の拡大等に向けた支援（販路拡大支援事業等４事業）、健康福祉改善事業といった全12事業に取り組む、事業規模約28億円（助成額４億76百万円）のプログラムです。本誌では、農業振興の核となる生産基盤づくりや営農指導機能の強化などに向けた４つの新たな支援事業をご紹介します。

「　福井県ＪＡグループ　創造的自己改革への挑戦　」



農業法人の販路開拓に向けた取組み

平成29年１月26日に「ＪＡ・ＪＦグループ 北信越商談会」を開催し、農業者の販路拡大および農業所得増大に向けた支援を行いました。

当日は、北信越地区の農業法人等から27先がセラーとして参加いただき、小売業・卸売業・宿泊業等さまざまな業種のバイヤー42先に対し、商品ＰＲおよび個別商談（商談数154件）を行いました。

今後も県内農業者の販路拡大に繋がる取組みを継続してまいります。



農業応援資金の企画・販売



農業者の多様な資金ニーズに応え、地域農業の発展に資するため、農業近代化資金等の制度資金を有効に活用するとともに、福井県ＪＡバンクオリジナル農業資金「地域農業応援資金」を発売しております。

平成28年度は「地域農業応援資金」（借入期間15年以内）にかかる保証料を全額助成させていただきました。また、利息軽減措置として、全国のＪＡバンクで展開している「ＪＡバンク利子補給制度」に加え、県下ＪＡにおいても当初３年間の金利を「固定金利0.3%」に統一しました。

新規就農応援事業として、新規就農者や新規就農研修実施農家に対し、（一社）ＪＡバンクアグリ・エコサポート基金を通じた助成を行っております。

さらに、これらに加え、農業法人の財務基盤強化支援を行うべく、アグリシードファンドをはじめとした各種ファンドを提案するとともに、ＴＡＣ等営農・経済部門との連携を進め、これまで以上に「出向く体制」を強化しております。

今後も、福井県農業の発展に向け全力で支援してまいります。



農業応援金融商品の企画・販売



地元農家が愛情と情熱を込めて育てた食材を味わっていただきたいとの思いから、農業応援金融商品の企画・販売に継続的に取り組んでおります。

平成28年度は、若狭牛や県内特産品詰合せ等を懸賞品とした定期貯金「ちょリスで夏得2016」を発売しました。このうち、特産品詰合せについては、商談会に参加いただいたセラー等、県内で積極的に６次産業化を手掛ける農業法人にお声掛けし、商品をご提供いただきました。



福井県の新ブランド米「いちほまれ」の誕生を記念して、「いちほまれ」をひと足先にお届けさせていただく定期貯金「いちほまれ誕生記念定期貯金」を発売しております。（平成29年８月末まで）

消費者・生産者を問わず高い関心を集めている新ブランド米「いちほまれ」を、ひとりでも多くの方々にご賞味いただくことで、ブランドイメージの普及、さらには地域農業の活性化・地方創生に繋がるものと考えております。

今後とも信用事業を通じたＰＲを行い、地域農業を全力でバックアップしてまいります。

農業と地域利用者をつなぐ取組み



お客さまの満足度向上はもとより、直売所の利用者拡大を図り、直売所売上の増加と生産者の所得向上を目指す取組みとして、対象となる直売所等においてＪＡカードをご利用いただいたお客さまに対し、利用代金の５％をご請求時に割引く取組み※を実施しております。

※　平成 31 年３月末ご利用分までが対象となります。

農業イメージアップ広報事業として、旬の情報を豊富につめこんだ無料広報誌「Ｄｉａｒｙ」を発行しております。



貯金業務

会員ＪＡをはじめ、系統関連団体、地方公共団体等への積極的な働きかけにより資金の調達に努めました。

平成28年度の実績は、会員ＪＡによる貯金獲得により、譲渡性貯金を含む総貯金は期末残高7,257億円（対前年比5.46%増加）、年間平残7,184億円（同8.10%増加）となりました。

貸出業務

農業担い手組織や地元中小企業などへの融資を推進するとともに、既取引先に対する取引深耕と新規取引先の開拓に努めました。また、適正な与信審査や管理回収の具体的な取組みなどにより、信用リスク管理の強化に努めました。

平成28年度の実績は、金融機関・保険会社向け貸出が増加し、期末残高は683億円(対前年比2.15%増加)となりました。年間平残は666億円(同7.75%減少)となりました。

受託貸出業務

ＪＡおよび関係機関と協調し推進に努め、平成28年度は、農業経営基盤強化資金および青年等就農資金を新規貸出件数13件実行しました。しかしながら、既存貸出の返済が上回ったことから、日本政策金融公庫資金全体では期末残高14億円（対前年比9.88%減少）、受託貸付金全体では、期末残高31億円（同14.83%減少）となりました。

為替業務

為替決済業務の充実を図り、事務処理の適正化・効率化に努めました。

平成28年度の実績は、仕向処理が37千件で2,492億円、被仕向処理が28千件で2,434億円でした。

特定信用事業代理業務

県内12ＪＡを所属組合とする特定信用事業代理業務（資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介）を、平成23年10月3日から開始しています。

主に、住宅関連業者へのＪＡ住宅ローン（ＪＡリフォームローン）推進およびＪＡマイカーローンはじめＪＡ教育ローン等のＷｅｂ申込受付業務を行い、媒介成立に努めました。平成28年度の実績は、136件（7億円）となりました。

余裕金運用業務

金融市場環境を慎重に分析し、安全性と流動性の確保に重点をおいて、収益の獲得に努めました。

平成28年度の実績は、預け金については、期末残高5,040億円（対前年比10.50%増加）、年間平残は4,998億円（同16.07%増加）となりました。有価証券については、期末残高が1,874億円（同4.12%減少）、年間平残は1,718億円（同5.27%減少）となりました。

会員ＪＡ支援・指導業務

他業態との競争や新たな規制・制度の導入等により、利用者の金融機関を選定する基準は厳しくなっており、ＪＡ事業運営の健全性確保に向け、経営体質・財務基盤強化、体制整備、不祥事未然防止等に努めました。また、高度化する組合員からの相談・要望に対応できる職員の育成を目的として、業務知識の習得と現場実践力強化を意識した研修等を行いました。

地域貢献情報

当会は、福井県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することにより、ＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

【　地域密着型金融への取組み　】

資金調達および資金供給の状況

【地域からの資金調達の状況】

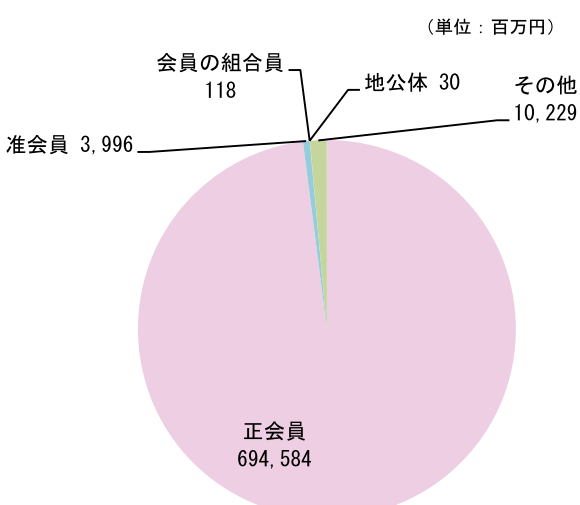
当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員・地域の皆さまからの大切な財産である貯金を源泉としております。

【地域への資金供給の状況】

当会では、会員ＪＡや会員の組合員の皆さまをはじめ、地方公共団体や地域経済を支える法人の皆さまに対して、幅広い融資を行っております。

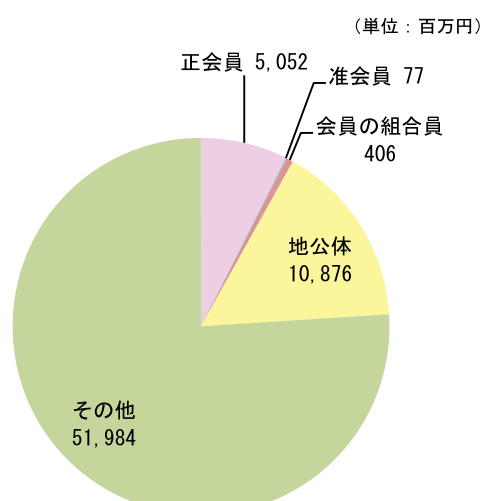
［貯金残高の内訳］

（単位：百万円）



［貸出金残高の内訳］

（単位：百万円）



（平成29年３月末現在）

各種相談会の開催

「年金相談会」では、年金受給者やこれから受給対象となる皆さまに対して当会委託の社会保険労務士が種々の疑問にお答えし、各種年金への理解を深めていただくとともに、もらい忘れ年金のお手続きなどのお手伝いをしております。

また、県内の各ＪＡにて開催している、「ＪＡ住宅ローン相談会」では、住宅新築予定者やリフォーム予定者等の皆さまからたくさんのご相談をいただいております。

さらに、顧問税理士が、県内の組合員の皆さまからの相続税・贈与税相談等にも対応させていただいております。



※詳細は当会ホームページでもご案内しております。

農業者等の経営支援に関する取組み

当会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

1　金融円滑化に向けた取組み

当会では、金融円滑化にかかる基本的方針を制定の上、相談受付体制を整備し、他の取引金融機関とも連携して、新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みには可能な限り柔軟に取り組んでおります。また、お客さまの経営相談に対して真摯に応対し、経営改善に向けた取組みに対して積極的な助言・支援等を行っております。

＜金融円滑化の実施状況＞

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数　（単位：件）

	平成29年３月末	平成28年３月末	平成27年３月末	平成26年３月末	平成25年３月末
債務者が中小企業者である場合	68	56	47	41	32
債務者が住宅資金借入者である場合	1	1	1	1	1

金融円滑化にかかる基本的方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1　当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2　当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3　当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4　当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5　当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6　当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
　具体的には、
(1)理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2)常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7　当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2　「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備いたしております。

個人のお客さまと保証契約を締結する場合、また、既に保証人となっている個人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

【　文化的・社会的貢献に関する取組み　】

ＪＡバンクアグリサポート事業

当会は、地域密着型金融機関として、社会への貢献、農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした『ＪＡバンクアグリサポート事業』を展開しています。

食農教育実践活動では、小学校高学年を対象に食・環境と農業をテーマとした教材本を県内小学校へ贈呈しました。





地域の子供たちに対し、「収穫」「競り」「販売」などの体験をとおして食農教育や金銭教育などへの理解促進を図ることを目的としたイベント「キッズ・アグリマーケット」を開催しました。

平成28年度も県内各地からたくさんの児童にご参加いただきました。

地域行事への参画・特別協賛

地域おこしや地域活性化に寄与するため、福井の夏の風物詩のひとつである『ＹＯＳＡＫＯＩ　イッチョライ』への特別協賛を継続しています。

また、県内ＪＡ等と協賛し開催している各種大会やイベント等では、農業団体や参加優秀作品等の表彰を行っております。



第30回　ＪＡバンク「家族を描こう」コンクール



家族のふれあいや笑顔を描いた子供たちの生き生きとした絵を通して、地域の方々の明るい家庭づくりをお手伝いすることを目的として開催しております。

今回で30回目をむかえた当コンクールでは、181の保育園・幼稚園等から6,892点もの出品をいただきました。

ＪＡバンク杯　2016　U−11 福井県少年サッカー選手権大会

サッカー競技を通して、小学生の心身を鍛錬し心豊かな人間性を育むとともに、この大会の開催により福井県内小学生の親睦と交流、地域のスポーツ振興が図られる事を目的として、特別協賛させていただいております。

平成28年大会には県内から64チームに参加いただきました。



≪　優　勝　≫
明新ジュニアフットボールクラブＡ

ＪＡバンク杯　第８回中学校軟式野球選手権大会



≪　優　勝　≫
福井県鯖江市立中央中学校野球部

野球を通じて「心身を鍛え」「技術を磨き」「チームワークを理解」する等、健全で心豊かな青少年の育成を目指すとともに、本大会において選手同士の親睦を深めることを目的として特別協賛させていただいております。

第８回大会は福井県中学生野球連盟に所属する64校に参加いただきました。

第2回　グラウンド・ゴルフ大会

平成30年開催「福井しあわせ元気国体」の公開競技に指定されたグラウンド・ゴルフの大会を通し、生涯スポーツの発展と『健康長寿ふくい』における高齢者の方々の親睦・交流および健康増進に寄与することを目的として大会を開催しております。

第２回大会は、約200人の会員の方にお集まりいただき、爽やかな秋空のもと盛大にとり行うことができました。



取扱業務のご案内

貯 金 業 務

会員であるＪＡをはじめ、地域の皆さま、一般企業・団体の皆さまの幅広いニーズにお応えするため、各種商品をご用意し、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

【貯金商品】

商品の種類	しくみと特色	期間	お預け入れ金額
当座貯金	小切手、手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	期間の制限なし	１円以上
普通貯金	自由にお出し入れができるサイフがわりの便利な貯金です。		
普通貯金無利息型（決済用）	貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		
総合口座	定期貯金と普通貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的に借りることができます。受取る（給与など）・支払う（公共料金など）・貯める・借りるが一冊でできます。		
総合口座（普通貯金無利息型）	普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		
貯蓄貯金	自由に引き出せる一方、残高に応じて５段階の金利が適用される貯金です。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱ができます。 ※公共料金等の自動支払いや年金等の自動受取りはご利用できません。		
通知貯金	資金の短期運用等にご利用いただけます。	据置期間７日間	５万円以上
スーパー定期貯金	期間は１か月から10年までお選びいただけます。個人のお客さまの場合、３年から10年以内のものは半年複利で運用できます。	１か月以上10年以内	１万円以上
大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適な貯金です。		１千万円以上
期日指定定期貯金	１年複利の有利な貯金です。１年目以降は１か月前までのお申込みで、自由にお引き出しできます。	最長３年（据置期間１年）	１万円以上300万円未満
変動金利定期貯金	市場実勢に応じて６か月毎にお預かり利率が変動する貯金です。個人のお客さまの場合、半年複利で運用できます。	３年	１万円以上
積立定期貯金（エンドレス型）	積立期間や満期日を定めずに自由に積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えることができる定期貯金です。	期間の制限なし	１千円以上
積立定期貯金（満期型）	目標額に合わせて無理なく積立ができる定期貯金です。	７か月以上	１千円以上
定期積金	毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	６か月以上５年以下	１千円以上
譲渡性貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。中途解約はできませんが、満期日前に譲渡することができます。	７日以上５年以下	１千万円以上

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

貸出業務

ＪＡ、ＪＡ関連団体およびＪＡの組合員向け資金はもとより、一般企業・団体向けの設備資金や運転資金、個人向けの各種ローンなど様々な用途に対応できる商品をご用意いたしております。

【農業の発展を応援する商品】

商品の種類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間および返済方法	保証および担保
アグリパワー資金	農業を営む法人および任意団体（集落営農組織等）ならびに農業者・その他一定の要件を満たしている方。	運転資金・設備資金（負債整理資金を除く）	事業費の100%以内かつ1億円以内	25年以内元金均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。

【事業の発展を応援する商品】

ご利用いただける方		お使いみち	ご融資金額	期間および返済方法	保証および担保
一般企業	県内に住所または事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆さま。	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期運転資金にご利用いただけます。	ご相談のうえ決定します。	ご相談のうえ決定します。	必要に応じてご相談のうえ決定します。なお、福井県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
個人事業者	県内ＪＡの組合員の皆さま。（原則として組合員でない方は、ＪＡの組合員になっていただく必要があります。）	運転資金・設備資金・その他の資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。			必要に応じてご相談のうえ決定します。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

【生活向上を応援する商品】

商品の種類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間	返済方法	保証および担保
JA住宅ローン	満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	住宅の新築、増改築、宅地または住宅の購入資金等にお使いいただけます。	10万円以上 5,000万円以内 （10万円単位）	３年以上 35年以内	元利均等 元金均等	原則として福井県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、原則として融資対象の土地建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
住宅ローン （新築･購入コース）	JAの組合員の皆さまで、満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。				元利均等	協同住宅ローン㈱の保証をご利用いただきます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。また、原則として融資対象の土地建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
住宅ローン （借換コース）	JAの組合員の皆さまで、満21才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	他金融機関からの住宅ローンの借換え（諸費用含む）、借換えに伴う増改築資金等にお使いいただけます。		３年以上 34年以内		
JAフリーローン	JAの組合員の皆さまで、満18才以上・その他一定の要件を満たしている方。	生活に必要な一切の資金にお使いいただけます。（事業資金、負債整理資金を除く）	300万円以内 （１万円単位）	６か月以上 ５年以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。満20歳未満の方は法定代理人を連帯保証人とさせていただきます。
JA教育ローン	JAの組合員の皆さまで、満20才以上・その他一定の要件を満たしている方。	ご子弟の入学金や授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全てにお使いいただけます。	500万円以内 （１万円単位）	据置期間と返済期間を合わせて６か月以上13年６か月以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
JAマイカーローン	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方。	自動車購入資金（諸費用含む）等にお使いいただけます。	10万円以上 500万円以内 JAの組合員以外の皆さまは、300万円以内 （１万円単位）	６か月以上 ７年以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証（連帯保証人）が必要となります。
JAカードローン （約定返済型）	JAの組合員の皆さまで、満20才以上満70才未満・その他一定の要件を満たしている方。	組合員の皆さまが生活に必要とする一切の資金にお使いいただけます。	極度額50万円以内（10万円単位）	契約日から2年後の応当日の属する月の５日（休日の場合は翌営業日）まで（２年毎に延長可）	約定返済	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

証券窓販業務

多様化するお客さまの資金運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売および買取り等を行っております。

【 国 債 】

種 類	期 間	申込単位	発 行	手 数 料
個人向け国債	10年・５年・３年	１万円	毎 月	口座管理手数料が必要となります。
新窓販国債	10年・５年・２年	５万円		

【 投資信託 】

取扱ファンドの種類	
ＪＡ日本債券ファンド	ＪＡ海外債券ファンド（隔月分配型）
農中日経225オープン	ＤＩＡＭ高格付インカム・オープン（毎月決算コース）「ハッピークローバー」
ＪＡ ＴＯＰＩＸオープン	世界の財産３分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型
農中日本株オープン「ニューチョイス」	ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果 樹 園」
農中ＵＳ債券オープン	

代 理 業 務

政府系金融機関等の取扱い窓口として、受託貸付業務を行っております。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務を受託しております。

【 受託貸付業務 】

金融機関等		資 金 名
日本政策金融公庫	農林水産事業	農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、青年等就農資金、食品流通改善資金、他
	国民生活事業	国の教育ローン

【 代理店業務 】

取扱業務	業務内容
小規模企業共済業務	小規模企業共済への加入申込受付および掛金の受入れ、ならびに共済金等の支払事務も行っております。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

各種サービス業務

会員であるＪＡをはじめ、地域の皆さま、一般企業・団体の皆さまの幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しております。

種　　類	内　　容
内国為替サービス	県内・外のＪＡはもとより、国内の金融機関への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
自動受取サービス	給料やボーナス、年金などがお客さまご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、窓口はもちろんＣＤ・ＡＴＭにより必要なときにお引き出しいただけます。
自動支払サービス	電気、電話、ＮＨＫ放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、月々のお支払いをご指定の口座（普通貯金（総合口座を含む）、当座貯金）から自動的にお支払いいたします。
定時振込サービス	家賃、地代、駐車料金、仕送り等をご指定のお振込方法により、お客さまに代わって当会が行うサービスです。お客さまの普通貯金口座等から当会にある他口座への振替はもちろん、国内の金融機関へのご送金が可能です。
福井ふるさとネットサービス	福井県内に本店を置く「すべての銀行・信用金庫・ＪＡバンク」が設置しているＣＤ・ＡＴＭで、残高照会・出金取引した場合のＡＴＭ利用手数料（残高照会・現金お引出し）は完全無料となっております。
キャッシュサービス	当会のキャッシュカードは、カードの安全性を高めたＩＣキャッシュカードを採用しており、さらに生体認証機能を付加することも可能です。 なお、国内のＭＩＣＳ提携金融機関やゆうちょ銀行、コンビニＡＴＭでもご利用いただけ、提携クレジット会社のキャッシングサービスもご利用いただけます。 さらに、当会・県内・県外ＪＡのＡＴＭで入出金取引をご利用した場合のＡＴＭ顧客手数料は無料となっており、他行のＡＴＭで入出金取引をご利用した場合についても、毎月３回までＡＴＭ利用手数料をキャッシュバックしております。
クレジットカード（ＶＩＳＡ・MasterCard）	ＪＡグループが発行する「ＪＡカード」は、三菱ＵＦＪニコスの商品性にＪＡ独自のメリットを上乗せした大変魅力的なクレジットカードです。年間12万円以上のカードショッピングご利用・電気料金または携帯電話料金のＪＡカード払いのセットのいずれかにより、翌年の年会費が無料となります。 また、「ロードサービス付ＪＡカード」をお選びいただきますと、安心便利なカーライフをお過ごしいただけます。 さらに、ＩＣキャッシュカードの機能を備えた一体型カードもお選びいただけます。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を貯蓄貯金へ自動的に振り替える、または、口座振替時に普通貯金が残高不足の時、貯蓄貯金から必要な資金を普通貯金へ自動的に振り替える、便利なサービスです。
マルチペイメントネットワーク	銀行の窓口やコンビニなどを利用してお支払いしていた公共料金や税金、航空券、インターネットショッピング等の料金が、様々な金融機関チャネル（パソコン・携帯電話）を利用していつでもお支払いいただけます。
個人ネットバンク	インターネットを利用できるパソコンや携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間お気軽に利用できます。 また、県内ＪＡ間の振込手数料は無料となっております。 なお、セキュリティ対策には高度な暗号化技術（SSL 128bit）に加え、ワンタイムパスワード・リスクベース認証等の対策を講じておりますので、安心してご利用いただけます。
法人ネットバンク	残高照会、振込、振替はもちろん、給与振込等のデータ伝送サービスもオフィスのパソコンでご利用できます。 安心してご利用いただけるよう、電子証明書による認証や通信の暗号化はもちろん、不正送金防止に対して有効なスマートフォンによる二経路認証など、高いセキュリティの確保、維持に取り組んでおります。

主な手数料のご案内
（平成29年7月31日現在）

【内国為替の取扱手数料】

区分			系統金融機関あて	系統外金融機関あて
振込手数料（1件につき）	電信扱い 文書扱い（付帯あり）	3万円未満	324円	648円
		3万円以上	540円	864円
	法人ネットバンク利用	3万円未満	108円	432円
		3万円以上	324円	648円
	個人ネットバンク利用 ファームバンキング利用	3万円未満	216円	432円
		3万円以上	324円	648円
	ＡＴＭ利用	3万円未満	216円	540円
		3万円以上	324円	756円
	文書扱い（付帯なし）	3万円未満	216円	540円
		3万円以上	432円	756円
送金手数料（1件につき）			432円	648円

区分	県内ＪＡあて	県外ＪＡ・他金融機関あて	
		（至急扱い）	（普通扱い）
代金取立手数料（1通につき）	432円	864円	648円

（注）1　上記手数料は、消費税込みの金額となっております。
　　2　視覚障がい者等の方から窓口にて振込の依頼を受けた場合は、通常の振込手数料をＡＴＭ利用の手数料水準まで減免いたします。

【その他の諸手数料】

区分			手数料	
店内振込手数料	窓口扱		3万円未満 3万円以上	216円 432円
	ＡＴＭ利用	県内ＪＡｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ顧客	無料	
		県内ＪＡｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ以外の顧客	3万円未満 3万円以上	108円 216円
	法人・個人ネットバンク ファームバンキング		無料	
残高証明書発行手数料（継続発行）	1通につき		324円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき		540円	
通帳・証書再発行手数料	1冊・1枚につき		1,080円	
キャッシュカード再発行手数料	1枚につき		1,080円	
国債口座管理手数料	1口座につき		108円／月	
両替手数料	100枚以下		無料	
	101枚～300枚		108円	
	301枚～1,000枚		324円	
	1,001枚以上		1,000枚毎に324円加算	
大量硬貨受入手数料	1,000枚以上		216円 （1,000枚毎に108円加算）	

（注）1　上記手数料は、消費税込みの金額となっております。
　　2　自己宛小切手発行手数料について、振り込め詐欺等特殊詐欺抑止対策のため、当会から自己宛小切手の振出を推奨した場合は、発行手数料は免除いたします。

財務内容のご報告

決算の状況

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成28年度（平成29年3月31日）	平成27年度（平成28年3月31日）	科目	平成28年度（平成29年3月31日）	平成27年度（平成28年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
現金	514	884	貯金	708,960	669,885
預け金	504,042	456,109	当座貯金	14,035	12,388
系統預け金	504,023	455,879	普通貯金	3,817	4,208
系統外預け金	19	229	通知貯金	178	1,668
買入金銭債権	11	19	別段貯金	355	368
有価証券	187,437	195,499	定期貯金	690,375	651,106
国債	98,291	101,198	定期積金	197	144
地方債	－	262	譲渡性貯金	16,765	18,230
政府保証債	－	201	借用金	－	3,500
金融債	－	900	代理業務勘定	0	6
短期社債	499	499	その他負債	5,356	441
社債	79,802	81,561	未払費用	62	89
外国証券	6,614	6,714	その他の負債	5,293	351
株式	923	893	諸引当金	1,646	1,676
受益証券	1,305	3,268	相互援助積立金	1,346	1,324
貸出金	68,397	66,957	賞与引当金	31	30
手形貸付	171	264	退職給付引当金	268	321
証書貸付	41,422	40,922	繰延税金負債	2,268	3,008
当座貸越	7,972	7,404	債務保証	257	293
金融機関貸付	18,818	18,318	負債の部合計	735,253	697,043
割引手形	12	47			
その他資産	763	863	（純資産の部）		
未収収益	607	701	出資金	23,372	17,022
その他の資産	156	158	回転出資金	－	2,473
有形固定資産	198	196	資本準備金	1	1
建物	112	121	利益剰余金	27,177	26,322
土地	61	61	利益準備金	13,720	13,220
その他の有形固定資産	23	13	その他利益剰余金	13,457	13,102
無形固定資産	52	29	経営基盤安定化積立金	3,000	2,750
ソフトウェア	52	29	特別積立金	7,346	7,246
外部出資	30,867	30,902	当期未処分剰余金	3,111	3,105
系統出資	30,637	30,672	（うち当期剰余金）	(2,260)	(2,497)
系統外出資	219	219	会員資本合計	50,550	45,819
子会社等出資	10	10	その他有価証券評価差額金	6,294	8,254
繰延税金資産	－	－	評価・換算差額等合計	6,294	8,254
債務保証見返	257	293	純資産の部合計	56,845	54,074
貸倒引当金	△ 443	△ 638			
資産の部合計	792,099	751,117	負債及び純資産の部合計	792,099	751,117

損益計算書

（単位：百万円）

科目	平成28年度 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）	平成27年度 （平成27年4月1日～平成28年3月31日）
経常収益	7,222	7,156
資金運用収益	6,137	6,331
貸出金利息	1,304	1,448
預け金利息	95	190
有価証券利息配当金	1,683	1,855
その他受入利息	3,054	2,836
（うち受取奨励金）	(2,746)	(2,454)
（うち受取特別配当金）	(308)	(381)
役務取引等収益	30	32
受入為替手数料	12	12
その他の受入手数料	17	20
その他事業収益	808	416
受取助成金	6	7
国債等債券売却益	596	205
金融派生商品収益	0	－
その他の事業収益	203	203
その他経常収益	246	375
貸倒引当金戻入益	170	100
株式等売却益	44	245
その他の経常収益	30	29
経常費用	4,602	4,324
資金調達費用	3,224	3,043
貯金利息	142	166
譲渡性貯金利息	2	31
借用金利息	3	21
その他支払利息	3,075	2,824
（うち支払奨励金）	(3,073)	(2,823)
役務取引等費用	5	4
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	1	1
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	254	105
支払助成金	250	101
国債等債券売却損	4	3
経費	1,096	1,149
その他経常費用	21	20
相互援助積立金繰入額	21	12
株式等売却損	－	8
その他の経常費用	0	0
経常利益	2,620	2,831
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	2,620	2,831
法人税、住民税及び事業税	347	297
法人税等調整額	11	36
法人税等合計	359	333
当期剰余金	2,260	2,497
当期首繰越剰余金	850	608
当期未処分剰余金	3,111	3,105

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成28年度 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）		平成27年度 （平成27年4月1日～平成28年3月31日）	
1　事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		2,620		2,831
減価償却費		32		41
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△	195	△	708
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△	53	△	96
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）		22		3
資金運用収益	△	6,137	△	6,331
資金調達費用		3,224		3,043
有価証券関係損益（△は益）		25		326
外部出資関係損益（△は益）		35		－
固定資産処分損益（△は益）		0		0
貸出金の純増（△）減	△	1,439		5,787
預け金の純増（△）減	△	74,195	△	29,500
貯金の純増減（△）		37,609		48,656
コールローン等の純増(△)減		8		11
事業分量配当金の支払額	△	1,235	△	1,243
その他		181	△	488
資金運用による収入		6,232		6,365
資金調達による支出	△	3,251	△	3,039
小計	△	36,515		25,659
法人税等の支払額	△	296	△	406
事業活動によるキャッシュ・フロー	△	36,811		25,253
2　投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出	△	24,453	△	42,515
有価証券の売却による収入		16,273		24,116
有価証券の償還による収入		18,212		26,306
固定資産の取得による支出	△	56	△	50
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,975		7,856
3　財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出	△	3,500		－
出資の増額による収入		6,349		－
出資配当金の支払額	△	170	△	170
回転出資金の受入による収入		－		513
回転出資金の払戻しによる支出	△	2,473	△	469
財務活動によるキャッシュ・フロー		205	△	126
4　現金及び現金同等物に係る換算差額		－		－
5　現金及び現金同等物の増減額	△	26,630		32,983
6　現金及び現金同等物の期首残高		80,473		47,489
7　現金及び現金同等物の当期末残高		53,842		80,473

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成28年度	平成27年度
1　当期未処分剰余金	**3,111**	**3,105**
2　剰余金処分額	**1,797**	**2,255**
（1）利益準備金	460	500
（2）任意積立金	－	350
（経営基盤安定化積立金）	(－)	(250)
（特別積立金）	(－)	(100)
（3）出資配当金	201	170
（普通出資に対する配当金）	(201)	(170)
（4）事業分量配当金	1,135	1,235
3　次期繰越剰余金	**1,313**	**850**

（注）1　出資金の配当率　年1.000%

2　事業分量配当の分配基準は次のとおりです。

- 平成28年度　　定期貯金ネット平均残高に対し年0.170%
- 平成27年度　　定期貯金ネット平均残高に対し年0.200%

3　任意積立金のうち、経営基盤安定化積立金は次のとおりです。

（1）積立目的　　県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えること。

（2）積立目標額　　特別積立金の額までとする。

（3）積立基準　　処分対象剰余金から利益剰余金、特別積立金、配当予定額を控除し、なお残余があるとき積み立てることができる。

（4）取崩基準　　経営管理委員会の承認を得て、積立目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

注　記　表

平成 28 年度
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

1　重要な会計方針に関する事項

（1）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

（2）　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

・満期保有目的の債券・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・関係法人等株式・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・その他有価証券

時価のあるもの・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

（3）　有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　主な耐用年数は15年～50年であります。

建物以外　　主な耐用年数は4年～20年であります。

（4）　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（5）　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②　相互援助積立金

相互援助積立金は、「福井県ＪＡバンク支援制度要領」等に基づき、所要額を計上しております。

③　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

（6）　消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2　会計方針の変更に関する事項

（1）　「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

その結果、当年度の経常利益および税引前当期利益はそれぞれ0百万円増加しております。

［追加情報］

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当年度から適用しております。

3　貸借対照表に関する事項

（1）　有形固定資産の減価償却累計額は952百万円であります。

（2）　有形固定資産の圧縮記帳額は125百万円であります。

（3）　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合　計
オペレーティング・リース	5百万円	13百万円	19百万円

（4）　担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金11百万円を差し入れております。

（5）　子会社等に対する金銭債権の総額は77百万円であります。

（6）　子会社等に対する金銭債務の総額は621百万円であります。

（7）　理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

（8）　理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

（9）　貸出金のうち、破綻先債権額は30百万円、延滞債権額は286百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(10)　貸出金のうち、３か月以上延滞債権額はありません。

なお、３か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(11)　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(12)　破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は316百万円であります。

なお、（9）と（12）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13)　割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12百万円であります。

(14)　当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19,009百万円であります。

(15)　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金16,518百万円が含まれております。

4　損益計算書に関する事項

（1）子会社等との取引による収益総額　1百万円
うち事業取引高　1百万円
うち事業取引以外の取引高　−百万円

（2）子会社等との取引による費用総額　126百万円
うち事業取引高　126百万円
うち事業取引以外の取引高　−百万円

（3）すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は24百万円であります。

5　金融商品に関する事項

（1）　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②　金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、30.75%は電力業に対するものであり、当該電力業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

a　信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b　市場リスクの管理

(a)　金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針および市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ＡＬＭにより、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会で協議を行っております。

(b)　価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会および理事会において定期的に報告されております。

(c)　市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が150百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

c　流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクマネジメント要項に基づき、リスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

（2）　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	504,042	503,961	△　81
有価証券			
満期保有目的の債券	499	499	0
その他有価証券	186,937	186,937	−
貸出金	68,397		
貸倒引当金	△　443		
貸倒引当金控除後	67,954	74,516	6,562
資産計	759,434	765,916	6,481
貯金	725,725	725,473	△　252
負債計	725,725	725,473	△　252

（注）1　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2　貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金16,765百万円を含めております。

②　金融商品の時価の算定方法

【資産】

a　預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b　有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

平成 28 年度
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

【負債】

a　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	30,867百万円
合計	30,867百万円

（注）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	504,042百万円	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	500	−	−	−	−	−
その他有価証券のうち満期があるもの	9,052	7,730	11,400	19,400	5,400	117,605
貸出金	14,134	4,909	2,953	2,500	11,941	31,850
合計	527,729	12,639	14,353	21,900	17,341	149,455

（注）1　貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）47百万円については「1年以内」に含めております。

2　貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等107百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	696,585百万円	12,222百万円	150百万円	1百万円	1百万円	−百万円
譲渡性貯金	16,765	−	−	−	−	−
合計	713,351	12,222	150	1	1	−

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6　有価証券に関する事項

（1）　有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「受益証券」、ならびに「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）が含まれております。以下（3）まで同様であります。

①　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	−百万円	−百万円	−百万円
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	−	−	−
	外国証券	−	−	−
	その他	11	11	0
	小計	11	11	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	−	−	−
	短期社債	499	499	0
	社債	−	−	−
	外国証券	−	−	−
	その他	−	−	−
	小計	499	499	0
	合計	510	511	0

②　その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	286百万円	866百万円	580百万円
	債券			
	国債	86,447	92,833	6,385
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	67,973	70,164	2,191
	外国証券	1,499	1,542	43
	その他	−	−	−
	その他	596	621	24
	小計	156,803	166,027	9,224
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	66	57	△ 9
	債券			
	国債	5,713	5,458	△ 255
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	9,879	9,637	△ 242
	外国証券	5,100	5,072	△ 27
	その他	−	−	−
	その他	687	684	△ 2
	小計	21,446	20,909	△ 537
	合計	178,250	186,937	8,687

（注）上記差額合計から繰延税金負債2,393百万円を差し引いた金額6,294百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（2）　当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（3）　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	−百万円	−百万円	−百万円
債券	11,419	596	−
その他	4,853	44	4
合計	16,273	641	4

7　退職給付に関する事項

（1）　退職給付

①　採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

②　確定給付制度

a　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	321百万円
退職給付費用	44百万円
退職給付の支払額	△ 85百万円
制度への拠出額	△ 11百万円
期末における退職給付引当金	268百万円

b　退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	751百万円
年金資産	△ 483百万円
	268百万円
非積立型制度の退職給付債務	−百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	268百万円
退職給付引当金	268百万円
前払年金費用	−百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	268百万円

c　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44百万円

（２）　人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっております。

また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、88百万円となっております。

8　税効果会計に関する事項

（１）　繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	51百万円
賞与引当金超過額	8百万円
退職給付超過額	74百万円
相互援助積立金	372百万円
貸出金有税償却額	17百万円
有価証券有税償却額	15百万円
未払事業税	21百万円
減価償却超過額	17百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	584百万円
評価性引当額	△　459百万円
繰延税金資産合計(A)	124百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　2,393百万円
繰延税金負債合計(B)	△　2,393百万円
繰延税金負債の純額(A)＋(B)	△　2,268百万円

（２）　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△　0.55%
事業分量配当金	△　11.99%
住民税均等割額	0.17%
評価性引当額の増減	△　1.61%
その他	△　0.07%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	13.71%

9　持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	333百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	26百万円

10　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。

平成27年度
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

1　重要な会計方針に関する事項

（1）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

（2）　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
・満期保有目的の債券・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・関係法人等株式・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・その他有価証券
時価のあるもの・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの
・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

（3）　有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。
建　物　　定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は15年～50年であります。
建物以外　　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年であります。

（4）　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（5）　引当金の計上方法
①　貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は貸倒実績率を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
②　賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
③　退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

（6）　消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2　貸借対照表に関する事項

（1）　有形固定資産の減価償却累計額は954百万円であります。

（2）　有形固定資産の圧縮記帳額は125百万円であります。

（3）　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合　計
オペレーティング・リース	6百万円	17百万円	24百万円

（4）　担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。

（5）　子会社等に対する金銭債権の総額は97百万円であります。

（6）　子会社等に対する金銭債務の総額は474百万円であります。

（7）　理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

（8）　理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

（9）　貸出金のうち、破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は341百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(10)　貸出金のうち、３か月以上延滞債権額はありません。
なお、３か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(11)　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(12)　破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は427百万円であります。
なお、(9)と(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13)　割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は47百万円であります。

(14)　当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は25,830百万円であります。

(15)　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。

(16)　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

3　損益計算書に関する事項

（1）　子会社等との取引による収益総額　　1百万円
うち事業取引高　　1百万円
うち事業取引以外の取引高　　−百万円

（2）　子会社等との取引による費用総額　　121百万円
うち事業取引高　　121百万円
うち事業取引以外の取引高　　−百万円

（3）　すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は91百万円であります。

（4）　すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却に伴い売却損と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は517百万円であります。

4　金融商品に関する事項

（1）　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②　金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、33.04%は電力業に対するものであり、当該電力業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のＪＡから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

a　信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b　市場リスクの管理

(a)　金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針および市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ＡＬＭにより、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会で協議を行っております。

(b)　価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会および理事会において定期的に報告されております。

(c)　市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が156百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

c　流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクマネジメント要項に基づきリスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

（2）　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	456,109	456,143	33
有価証券			
満期保有目的の債券	499	499	0
その他有価証券	194,999	194,999	－
貸出金	66,957		
貸倒引当金	△　638		
貸倒引当金控除後	66,319	74,391	8,072
資産計	717,927	726,034	8,106
貯金	688,116	688,018	△　97
負債計	688,116	688,018	△　97

（注）1　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2　貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金18,230百万円を含めております。

②　金融商品の時価の算定方法

【資産】

a　預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b　有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	30,902百万円
合計	30,902百万円

（注）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	456,109百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	500	－	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	14,471	9,052	8,230	10,998	18,800	111,705
貸出金	13,190	4,827	3,860	2,778	2,326	39,776
合計	484,271	13,879	12,091	13,776	21,126	151,481

（注）1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）47百万円については「1年以内」に含めております。また、劣後特約付貸出金13,818百万円については「5年超」に含めております。

2 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等195百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	669,180百万円	209百万円	437百万円	57百万円	－百万円	－百万円
譲渡性貯金	18,230	－	－	－	－	－
合計	687,411	209	437	57	－	－

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

（1） 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「受益証券」、ならびに「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）が含まれております。以下（3）まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－百万円	－百万円	－百万円
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	金融債	－	－	－
	短期社債	499	499	0
	社債	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	19	19	0
	小計	519	519	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	金融債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
	合計	519	519	0

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	348百万円	888百万円	540百万円
	債券			
	国債	88,390	96,768	8,377
	地方債	260	262	1
	政府保証債	199	201	1
	金融債	900	900	0
	短期社債	－	－	－
	社債	76,993	79,646	2,653
	外国証券	2,898	2,944	45
	その他	－	－	－
	その他	390	403	12
	小計	170,382	182,014	11,632
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5	5	0
	債券			
	国債	4,450	4,429	△ 20
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	金融債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	1,924	1,914	△ 9
	外国証券	3,800	3,770	△ 29
	その他	－	－	－
	その他	3,036	2,865	△ 171
	小計	13,216	12,984	△ 232
	合計	183,598	194,999	11,400

（注）上記差額合計から繰延税金負債3,145百万円を差し引いた金額8,254百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（2） 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（3） 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	1百万円	0百万円	－百万円
債券	17,706	205	3
その他	6,409	244	8
合計	24,116	450	12

6 退職給付に関する事項

（1） 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	417百万円
退職給付費用	50百万円
退職給付の支払額	△ 133百万円
制度への拠出額	△ 13百万円
期末における退職給付引当金	321百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	482百万円
年金資産	△ 482百万円
	－百万円
非積立型制度の退職給付債務	321百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321百万円
退職給付引当金	321百万円
前払年金費用	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	50百万円

（2） 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103百万円となっております。

7 税効果会計に関する事項

（1） 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	100百万円
賞与引当金超過額	8百万円
退職給付超過額	88百万円
相互援助積立金	366百万円
貸出金有税償却額	17百万円
有価証券有税償却額	15百万円
未払事業税	18百万円
減価償却超過額	18百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	638百万円
評価性引当額	△ 501百万円
繰延税金資産合計(A)	136百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,145百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 3,145百万円
繰延税金負債の純額(A)＋(B)	△ 3,008百万円

（2） 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.50%
事業分量配当金	△ 12.07%
住民税均等割額	0.16%
評価性引当額の増減	△ 3.55%
その他	△ 0.01%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	11.79%

8 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	306百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	0百万円

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。

確　認　書

1　私は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

2　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

・　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

・　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。

・　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月27日

福井県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長　[illegible]

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

損益の状況

最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、％）

項目	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
経常収益	7,222	7,156	6,967	7,336	7,793
経常利益	2,620	2,831	2,669	3,042	3,142
当期剰余金	2,260	2,497	2,262	2,532	2,575
出資金	23,372	17,022	17,022	17,022	17,022
（出資口数）	(2,337,247)	(1,702,258)	(1,702,258)	(1,702,258)	(1,702,258)
純資産額	56,845	54,074	49,722	46,587	44,536
総資産額	792,099	751,117	697,480	682,843	667,173
貯金等残高	725,725	688,116	639,459	628,626	615,057
貸出金残高	68,397	66,957	72,745	76,120	72,292
有価証券残高	187,437	195,499	199,271	220,886	208,866
剰余金配当金額	1,337	1,405	1,413	1,324	1,188
普通出資配当額	201	170	170	170	169
事業分量配当額	1,135	1,235	1,243	1,154	1,018
職員数	71	72	78	77	77
単体自己資本比率	17.71	18.84	18.88	20.09	20.23

（注）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第２号）に基づき算出しております。なお、平成24年度は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

利益総括表

（単位：百万円、％）

項目	平成28年度	平成27年度	増減
資金運用収支（A）	2,913	3,287	△ 374
役務取引等収支（B）	25	28	△ 3
その他事業収支（C）	553	311	242
事業粗利益（A）+（B）+（C）	**3,492**	**3,626**	**△ 134**
事業粗利益率	0.47	0.53	△ 0.06

（注）１　資金運用収支 ＝ 資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
２　役務取引等収支 ＝ 役務取引等収益－役務取引等費用
３　その他事業収支 ＝ その他事業収益－その他事業費用
４　事業粗利益 ＝ 資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
５　事業粗利益率 ＝ 事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項目	平成28年度			平成27年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	**738,362**	**6,137**	**0.83**	**684,338**	**6,331**	**0.93**
うち預け金	499,856	3,150	0.63	430,642	3,026	0.70
うち有価証券	171,843	1,683	0.98	181,420	1,855	1.02
うち貸出金	66,646	1,304	1.96	72,249	1,448	2.01
資金調達勘定	**720,238**	**3,224**	**0.45**	**668,091**	**3,043**	**0.46**
うち貯金・定積	699,286	3,216	0.46	648,423	2,989	0.46
うち譲渡性貯金	19,130	2	0.01	16,130	31	0.19
うち借用金	1,726	3	0.21	3,500	21	0.63
総資金利ざや			**0.23**			**0.30**

（注）1　総資金利ざや　＝　資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率　＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借用金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借用金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100

2　資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3　資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4　資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項目	平成28年度増減額	平成27年度増減額
受取利息	**△ 193**	**△ 28**
うち預け金	123	261
うち有価証券	△ 172	△ 225
うち貸出金	△ 144	△ 64
支払利息	**180**	**153**
うち貯金・定積	226	156
うち譲渡性貯金	△ 28	5
うち借用金	△ 18	△ 8
差引	**△ 374**	**△ 181**

（注）1　増減額は前年度対比です。

2　受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3　支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4　支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

業務に関する指標

貯金に関する指標

1　科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種類	平成28年度		平成27年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	12,003	1.7	12,346	1.9	△ 343
定期性貯金	686,593	95.5	635,990	95.7	50,603
その他の貯金	689	0.1	86	0.0	602
小計	**699,286**	**97.3**	**648,423**	**97.6**	**50,862**
譲渡性貯金	19,130	2.7	16,130	2.4	3,000
合計	**718,417**	**100.0**	**664,553**	**100.0**	**53,863**

（注）1　流動性貯金　＝　当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　2　定期性貯金　＝　定期貯金＋定期積金

2　定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種類	平成28年度		平成27年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
定期貯金	**690,375**	**100.0**	**651,106**	**100.0**	**39,269**
うち固定金利	690,375	100.0	651,106	100.0	39,269
うち変動金利	0	0	0	0	－

（注）1　固定金利　＝　預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　2　変動金利　＝　預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金等に関する指標

1　科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	平成28年度	平成27年度	増減
手形貸付	217	251	△ 33
証書貸付	40,244	43,011	△ 2,767
当座貸越	8,645	8,207	438
金融機関貸付	17,493	20,719	△ 3,226
割引手形	45	59	△ 13
合計	**66,646**	**72,249**	**△ 5,603**

2　貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、％）

種類	平成28年度		平成27年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利	44,581	65.2	40,449	60.4	4,132
変動金利	23,815	34.8	26,507	39.6	△ 2,692
合計	**68,397**	**100.0**	**66,957**	**100.0**	**1,439**

3　貸出金および債務保証見返の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	平成28年度		平成27年度		増減	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
貯金・定期積金等	683	－	794	－	△ 110	－
有価証券	－	－	－	－	－	－
動産	－	－	－	－	－	－
不動産	2,412	204	2,697	177	△ 285	26
その他担保物	735	－	935	－	△ 200	－
小計	**3,831**	**204**	**4,427**	**177**	**△ 596**	**26**
農業信用基金協会保証	164	－	205	－	△ 41	－
その他保証	5,370	27	10,249	80	△ 4,878	△ 52
小計	**5,534**	**27**	**10,454**	**80**	**△ 4,919**	**△ 52**
信用	59,031	25	52,074	35	6,956	△ 10
合計	**68,397**	**257**	**66,957**	**293**	**1,439**	**△ 36**

4　貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、％）

種類	平成28年度		平成27年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	4,694	6.9	4,819	7.2	△ 124
運転資金	63,702	93.1	62,138	92.8	1,564
合計	**68,397**	**100.0**	**66,957**	**100.0**	**1,439**

5　元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

6　貸出金の業種別残高

（単位：百万円、％）

種類	平成28年度		平成27年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	9	0.0	29	0.0	△ 19
林業	－	－	－	－	－
水産業	－	－	－	－	－
製造業	820	1.2	858	1.3	△ 38
鉱業	－	－	－	－	－
建設業	533	0.8	651	1.0	△ 118
電気・ガス・熱供給・水道業	21,035	30.8	22,125	33.0	△ 1,090
運輸・通信業	789	1.2	896	1.3	△ 106
卸売・小売・飲食業	1,537	2.2	1,577	2.4	△ 40
金融・保険業	21,518	31.5	18,818	28.1	2,700
不動産業	2,279	3.3	2,298	3.4	△ 18
サービス業	8,712	12.7	8,418	12.6	293
地方公共団体	10,876	15.9	10,974	16.4	△ 97
その他	284	0.4	308	0.5	△ 24
合計	**68,397**	**100.0**	**66,957**	**100.0**	**1,439**

7　主要な農業関係の貸出金残高

①　営農類型別

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成27年度	増減
農業	**9**	**29**	**△ 19**
穀作	－	2	△ 2
野菜・園芸	－	0	△ 0
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	1	1	△ 0
養鶏・養卵	8	26	△ 17
養蚕	－	－	－
その他農業	－	－	－
農業関連団体等	**5,066**	**4,484**	**581**
合計	**5,076**	**4,514**	**562**

（注）１　農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
　　なお、上記の「６　貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
２　「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
３　「農業関連団体等」には、ＪＡや経済連とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

［貸 出 金］

（単位：百万円）

区　　分	平成28年度	平成27年度	増　　減
プロパー資金	5,076	4,514	562
農業制度資金	－	－	－
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	－	－	－
合　　計	**5,076**	**4,514**	**562**

（注）１　プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
２　農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
３　その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

［受託貸付金］

（単位：百万円）

区　　分	平成28年度	平成27年度	増　　減
日本政策金融公庫資金	1,440	1,599	△　159
合　　計	**1,440**	**1,599**	**△　159**

（注）日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）等にかかる資金をいいます。

８　リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　　分	平成28年度	平成27年度	増　　減
破綻先債権額	30	86	△　55
延滞債権額	286	341	△　55
３カ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
合　　計	**316**	**427**	**△　111**

（注）１　破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
２　延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
３　３カ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
４　貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

9　金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

債権区分	平成28年度					平成27年度				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	162	70	3	88	162	227	87	3	136	227
危険債権	154	－	28	126	154	201	34	29	137	201
要管理債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小計	**316**	**70**	**31**	**215**	**316**	**428**	**121**	**33**	**273**	**428**
正常債権	68,428					66,913				
合計	**68,744**					**67,342**				

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2　危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3　要管理債権

３カ月以上延滞債権で上記１および２に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4　正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

10　貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区分	平成28年度					平成27年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	364	228	－	364	228	478	364	－	478	364
個別貸倒引当金	273	215	44	229	215	868	273	639	229	273
合計	**638**	**443**	**44**	**593**	**443**	**1,346**	**638**	**639**	**707**	**638**

11　貸出金償却の額

（単位：百万円）

項目	平成28年度	平成27年度
貸出金償却額	24	91

（注）貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺した金額を含めて表示しています。

有価証券に関する指標

1　種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種類	平成28年度	平成27年度	増減
国債	85,076	83,819	1,256
地方債	59	391	△ 331
政府保証債	54	297	△ 242
金融債	64	6,045	△ 5,980
短期社債	519	596	△ 77
社債	75,804	78,564	△ 2,759
株式	354	355	△ 0
外国証券	7,910	9,321	△ 1,410
受益証券	1,999	2,029	△ 29
合計	**171,843**	**181,420**	**△ 9,576**

2　有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成28年度								
国債	808	1,663	8,529	16,375	15,037	55,876	－	98,291
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	499	－	－	－	－	－	－	499
社債	8,311	17,037	14,324	20,793	5,493	13,841	－	79,802
株式	－	－	－	－	－	－	923	923
外国証券	－	693	2,940	－	490	2,491	－	6,614
受益証券	－	230	－	－	－	－	1,075	1,305
平成27年度								
国債	100	1,032	6,284	16,084	9,204	68,492	－	101,198
地方債	262	－	－	－	－	－	－	262
政府保証債	201	－	－	－	－	－	－	201
金融債	900	－	－	－	－	－	－	900
短期社債	499	－	－	－	－	－	－	499
社債	11,676	15,984	22,286	9,801	17,331	4,479	－	81,561
株式	－	－	－	－	－	－	893	893
外国証券	1,417	496	2,322	－	－	2,477	－	6,714
受益証券	－	230	298	－	－	－	2,739	3,268

3　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

4　有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

ア　売買目的有価証券

該当する取引はありません。

イ　満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	平成28年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	499	499	0
	社債	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	11	11	0	19	19	0
	小計	**11**	**11**	**0**	**519**	**519**	**0**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	499	499	0	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小計	**499**	**499**	**0**	**－**	**－**	**－**
合計		**510**	**511**	**0**	**519**	**519**	**0**

（注）１　満期保有目的の債券については、償却原価法適用後の帳簿価額を貸借対照表価額として計上しています。
　　２　時価は期末日における市場価格等によっています。
　　３　「その他の証券」には「買入金銭債権」を含みます。

ウ　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	平成28年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	866	286	580	888	348	540
	債券						
	国債	92,833	86,447	6,385	96,768	88,390	8,377
	地方債	－	－	－	262	260	1
	政府保証債	－	－	－	201	199	1
	金融債	－	－	－	900	900	0
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	70,164	67,973	2,191	79,646	76,993	2,653
	その他						
	外国証券	1,542	1,499	43	2,944	2,898	45
	その他の証券	621	596	24	403	390	12
	小計	**166,027**	**156,803**	**9,224**	**182,014**	**170,382**	**11,632**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	57	66	△ 9	5	5	0
	債券						
	国債	5,458	5,713	△ 255	4,429	4,450	△ 20
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	9,637	9,879	△ 242	1,914	1,924	△ 9
	その他						
	外国証券	5,072	5,100	△ 27	3,770	3,800	△ 29
	その他の証券	684	687	△ 2	2,865	3,036	△ 171
	小計	**20,909**	**21,446**	**△ 537**	**12,984**	**13,216**	**△ 232**
合計		**186,937**	**178,250**	**8,687**	**194,999**	**183,598**	**11,400**

（注）１　その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
　　２　時価は期末日における市場価格等によっています。

② 金銭の信託の時価情報
該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等（金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引）
該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

（単位：%）

項目	平成28年度	平成27年度	増減
総資産経常利益率	0.34	0.40	△ 0.06
純資産経常利益率	5.50	6.28	△ 0.78
総資産当期純利益率	0.29	0.35	△ 0.06
純資産当期純利益率	4.74	5.53	△ 0.79

（注）1　総資産経常利益率 ＝ 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2　純資産経常利益率 ＝ 経常利益／純資産勘定平均残高×100
3　総資産当期純利益率 ＝ 当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4　純資産当期純利益率 ＝ 当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

（単位：%）

区分		平成28年度	平成27年度	増減
貯貸率	期末	9.42	9.73	△ 0.31
	期中平均	9.27	10.87	△ 1.60
貯証率	期末	25.82	28.41	△ 2.59
	期中平均	23.91	27.30	△ 3.39

（注）1　貯貸率（期末）＝ 貸出金残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
2　貯貸率（期中平均）＝ 貸出金平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100
3　貯証率（期末）＝ 有価証券残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
4　貯証率（期中平均）＝ 有価証券平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100

自己資本の充実の状況

自己資本の状況

1　自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成28年度においては、内部留保の増強に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組みましたが、バーゼルⅢの経過措置適用によりリスク・アセット額が段階的に増加した結果、平成29年３月末における単体自己資本比率は17.71%（対前年比△1.13%）となりました。

2　経営の健全性の確保と自己資本の充実

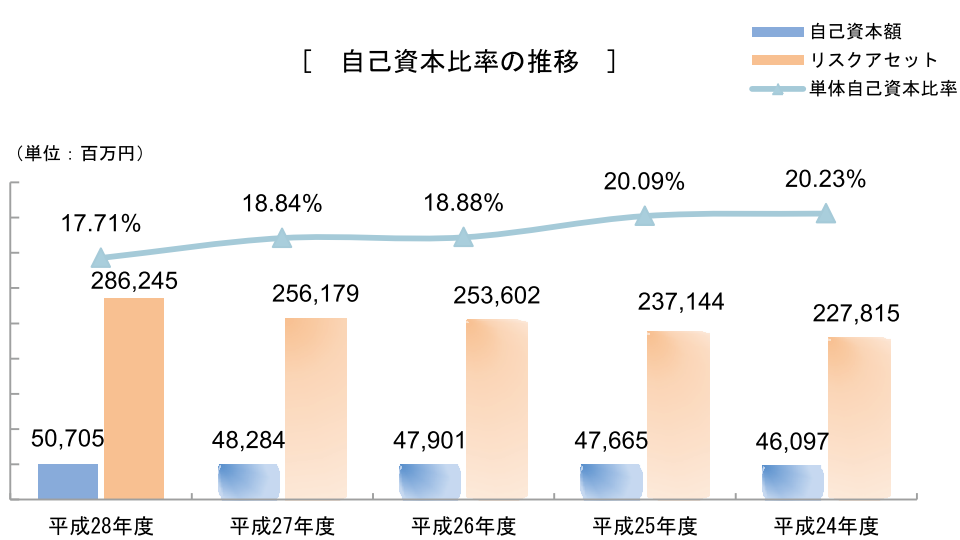
当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しております。

項　　目	内　　容
発　行　主　体	福井県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	23,372百万円（前年度17,022百万円）

3　自己資本比率の算出

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

［　自己資本比率の推移　］



4　自己資本の構成

（単位：百万円、％）

項　　目	28年度	経過措置による不算入額	27年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	49,213		41,940	
うち、出資金及び資本準備金の額	23,373		17,023	
うち、再評価積立金の額	－		－	
うち、利益剰余金の額	27,177		26,322	
うち、外部流出予定額（△）	1,337		1,405	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,574		1,689	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,574		1,689	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		4,706	
うち、回転出資金の額	－		1,460	
うち、上記以外に該当するものの額	－		3,245	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	**50,787**		**48,335**	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	22	15	8	12
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	15	8	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	58	39	42	64
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	**81**		**51**	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	**50,705**		**48,284**	

（単位：百万円、％）

項　　目	28年度	経過措置による不算入額	27年度	経過措置による不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	280,013		249,446	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△　26,144		△　46,543	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	15		12	
うち、繰延税金資産	39		64	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△　26,198		△　46,620	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	6,231		6,732	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	**286,245**		**256,179**	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	**17.71%**		**18.84%**	

（注）１　農協法第11条の２第１項第１号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

２　当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、１年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近３年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

5　自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	平成28年度 エクスポージャーの期末残高	平成28年度 リスク・アセット額 a	平成28年度 所要自己資本額 b＝a×4%	平成27年度 エクスポージャーの期末残高	平成27年度 リスク・アセット額 a	平成27年度 所要自己資本額 b＝a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	94,876	－	－	95,584	－	－
我が国の地方公共団体向け	10,876	－	－	11,236	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	99	－	－
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	100	0	0
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	510,667	102,133	4,085	462,122	92,424	3,696
法人等向け	106,350	60,703	2,428	109,876	63,853	2,554
中小企業等向けおよび個人向け	166	112	4	161	112	4
抵当権付住宅ローン	49	13	0	55	15	0
不動産取得等事業向け	2,012	1,942	77	2,088	2,023	80
三月以上延滞等	177	168	6	161	25	1
信用保証協会等による保証付	223	20	0	214	19	0
出資等	675	675	27	710	710	28
他の金融機関等の対象資本調達手段	55,493	138,733	5,549	53,113	132,782	5,311
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	41	103	4	37	93	3
複数の資産を裏付とする資産（所謂ﾌｧﾝﾄﾞ）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,475	1,135	45	3,839	3,462	138
証券化	11	2	0	19	3	0
経過措置によりﾘｽｸ･ｱｾｯﾄの額に算入、不算入となるもの		△ 26,144	△ 1,045		△ 46,543	△ 1,861
上記以外	937	411	16	1,355	462	18
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	**784,035**	**280,013**	**11,200**	**740,777**	**249,446**	**9,977**
ＣＶＡリスク相当額÷８％		－	－		－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	4	0	0	10	0	0
信用ﾘｽｸｱｾｯﾄの額の合計額	**784,040**	**280,013**	**11,200**	**740,787**	**249,446**	**9,977**

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（基礎的手法）	ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾅﾙ・ﾘｽｸ相当額を８％で除した額 a	所要自己資本額 b=a×４％	ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾅﾙ・ﾘｽｸ相当額を８％で除した額 a	所要自己資本額 b=a×４％
	6,231	249	6,732	269

所要自己資本額	ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄ等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×４％	ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄ等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×４％
	286,245	11,449	256,179	10,247

（注）１　「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２　「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３　「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４　「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５　「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
６　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
７　「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
８　オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信　用　リ　ス　ク　に　関　す　る　事　項

1　リスク管理の方針および手続の概要

①　当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測を行い、報告するため、「自己資本比率算出規程」「自己資本比率算出事務手続」を制定しております。関連諸規程では、信用リスク量を算出するためのプロセス、算出にかかる手続きを定めており、統一的な手法によるリスク量算出を行っています。

　なお、算出プロセス・計量化したリスク量などは経営管理委員会および理事会ならびにリスク管理委員会へ報告し協議しております。

②　当会における貸倒引当金・貸出金償却の計上は、「資産の償却・引当計上基準」「自己査定規程」等に基づき行っております。具体的には各フロント部署で資産精査・一次査定を実施し、二次査定部署で内容検証・二次査定を行い、監査担当部署において精査・検証した結果に基づき、決算担当部署が償却・引当額を算出しております。算出した償却・引当額はリスク管理委員会で検討したうえで、理事会へ付議し金額を確定させ経営管理委員会へ報告し決算に反映させております。

③　当会では、リスクの定義とマネジメントについてより明確に位置づけるため、「リスクマネジメント基本方針」および各種リスクマネジメント要項を策定し、リスク管理の高度化に努めております。

2　標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①　リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター　（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク　（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　（Ｓ＆Ｐ）

②　リスク・ウェイトの判定にあたり使用する、エクスポージャーごとの適格格付機関の格付、またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適　格　格　付　機　関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行 金融機関向けエクスポージャー		日　本　貿　易　保　険
国際開発銀行向けエクスポージャー 法人等向けエクスポージャー（長期・短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

3　信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	平成28年度					平成27年度				
	信用ﾘｽｸに関するｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	うち貸出金等	うち債券	うち店頭ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ	三月以上延滞ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	信用ﾘｽｸに関するｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	うち貸出金等	うち債券	うち店頭ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ	三月以上延滞ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ
国内	777,416	68,744	170,972	－	77	734,053	67,342	174,170	－	161
国外	6,612	－	6,612	－	－	6,714	－	6,714	－	－
地域別残高計	**784,029**	**68,744**	**177,584**	**－**	**77**	**740,767**	**67,342**	**180,885**	**－**	**161**
法人										
農業	113	113	－	－	－	143	143	－	－	－
林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
製造業	1,729	916	604	－	－	1,398	882	307	－	51
鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設・不動産業	2,631	2,625	－	－	－	2,743	2,738	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	88,323	21,090	67,157	－	－	90,000	22,182	67,741	－	－
運輸・通信業	2,966	790	2,116	－	－	3,789	897	2,833	－	31
金融・保険業	67,499	21,533	15,135	－	－	65,174	18,831	15,561	－	－
卸売・小売・飲食・サービス業	10,579	10,224	200	－	49	11,343	10,051	1,102	－	49
日本国政府・地方公共団体	103,248	10,876	92,369	－	－	104,313	10,974	93,338	－	－
上記以外	504,087	－	－	－	－	456,178	－	－	－	－
個人	573	573	－	－	27	640	640	－	－	28
その他	2,277	－	－	－	－	5,042	－	－	－	－
業種別残高計	**784,029**	**68,744**	**177,584**	**－**	**77**	**740,767**	**67,342**	**180,885**	**－**	**161**
１年以下	526,274	12,515	9,622	－		482,759	11,485	15,094	－	
１年超３年以下	23,969	4,856	19,113	－		24,153	6,826	17,326	－	
３年超５年以下	39,951	14,940	25,010	－		34,587	4,733	29,854	－	
５年超７年以下	55,289	19,843	35,446	－		40,182	15,817	24,364	－	
７年超１０年以下	26,027	6,382	19,644	－		47,193	22,164	25,029	－	
１０年超	78,840	10,093	68,747	－		75,332	6,116	69,216	－	
期限の定めのないもの	33,676	113	－	－		36,558	197	－	－	
残存期間別残高計	**784,029**	**68,744**	**177,584**	**－**		**740,767**	**67,342**	**180,885**	**－**	

（注）１　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

２　「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

３　「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

４　「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

５　「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

4　貸倒引当金の期末残高および期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

	平成28年度					平成27年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	364	228	－	364	228	478	364	－	478	364
個別貸倒引当金	273	215	44	229	215	868	273	639	229	273
合　計	**638**	**443**	**44**	**593**	**443**	**1,346**	**638**	**639**	**707**	**638**

② 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

	平成28年度						平成27年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	273	215	44	229	215		868	273	639	229	273	
国外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
合　計	**273**	**215**	**44**	**229**	**215**		**868**	**273**	**639**	**229**	**273**	
法人												
農業	0	1	－	0	1	－	－	0	－	－	0	－
林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
製造業	98	51	40	58	51	20	121	98	－	121	98	－
鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設・不動産業	37	29	4	33	29	4	596	37	544	52	37	4
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸・通信業	31	31	－	31	31	－	－	31	－	－	31	－
金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売・小売・飲食・サービス業	96	92	－	96	92	－	144	96	95	49	96	86
日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	8	9	－	8	9	－	6	8	－	6	8	－
合　計	**273**	**215**	**44**	**229**	**215**	**24**	**868**	**273**	**639**	**229**	**273**	**91**

（注）一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

5　信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		平成28年度			平成27年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0％	－	107,580	107,580	－	109,030	109,030
	2％	－	4	4	－	10	10
	4％	－	－	－	－	－	－
	10%	－	228	228	－	221	221
	20%	－	510,983	510,983	－	462,589	462,589
	35%	－	35	35	－	40	40
	50%	88,740	53	88,794	89,702	135	89,838
	75%	－	152	152	－	149	149
	100%	6,032	16,139	22,171	8,669	18,648	27,318
	150%	100	－	100	－	44,364	44,364
	200%	－	47,886	47,886	－	－	－
	250%	－	6,144	6,144	－	7,281	7,281
	その他	－	－	－	－	－	－
	1250%	－	－	－	－	－	－
合計		**94,873**	**689,210**	**784,083**	**98,371**	**642,473**	**740,845**

（注）1　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2　「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3　経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4　1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

1　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

①　「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。なお、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

ア　適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

イ　保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ウ　貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

エ　担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

②　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	平成28年度			平成27年度		
	適格金融資産担保	保　証	ｸﾚｼﾞｯﾄ・ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ	適格金融資産担保	保　証	ｸﾚｼﾞｯﾄ・ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	99	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	100	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	2	－	－	11	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	－	2	－	3	2	－
抵当権付住宅ローン	－	13	－	－	14	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	2	14	－	2	16	－
合計	**4**	**31**	**－**	**16**	**233**	**－**

（注）1　「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2　「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3　「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4　「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5　「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

1　派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成28年度	平成27年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成28年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
派生商品取引	－	－	－	－	－	－
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合計	－	－	－	－	－	－

平成27年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
派生商品取引	－	－	－	－	－	－
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合計	－	－	－	－	－	－

（注）1　「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2　「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2　与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3　信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

1　リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

①　当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

ア　リスクを確実に認識し、評価・計測、報告するための態勢

当会の証券化商品への投資にあたっては、「証券化案件にかかる管理要領」に基づき商品特性、リスク特性の分析および投資判断の妥当性について審査を行うこととなっております。また、投資案件は外部格付および時価評価、ならびに裏付資産の状況等について定期的にモニタリングを行い、四半期毎にモニタリング結果をリスク管理委員会に報告しております。

イ　証券化取引についての方針

有価証券投資の一環として行っております。

ウ　証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、ABCP のスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）および関与の度合

当会における証券化取引の主たる役割は、投資家として関与しており、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者等）を担うことはありません。

エ　証券化エクスポージャーに内在する信用リスクおよびマーケット・リスク以外のリスク

証券化エクスポージャーには信用リスクおよびマーケット・リスク以外に流動性リスク（個別性が高いため換金しにくいリスク）、ストラクチャー・リスク（トリガー等がうまく発動しないリスク）、オリジネーター・リスク（倒産隔離がうまく機能しないリスク）、サービサー・リスク（サービサー倒産時に回収金が投資家へ流れなくなるリスク）が内在しております。

②　当会の再証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要と同様です。

2　体制の整備およびその運用状況の概要

①　体制の整備

ア　フロント部署

フロント部署は、証券化案件にかかる投資を担当し、審査および起案等を行っています。

イ　審査担当・モニタリング部署

審査担当・モニタリング部署は、フロント部署が起案した案件を検証・審査するとともに、投資後の外部格付けの変遷や裏付資産のパフォーマンスなど、信用リスクの変化等にかかるモニタリングを行っています。

ウ　会議体他

リスク管理委員会において、投資後のモニタリング結果についての報告を受けております。

②　運用の状況

ア　投資の決定

フロント部署が所定の分析等を行ったうえで投資案を起案し、審査担当部署がこれを検証または審査しています。

案件は組織規程に定める権限に基づき決定しています。

イ　期中管理

モニタリング担当部署がモニタリングを実施し、リスク管理委員会に報告しております。

ウ　方針の見直し

モニタリングの結果、信用の大幅な劣化が見込まれる場合等には、組織規程に定める権限に基づき、保有区分等を考慮し売却や継続保有等の方針の見直しにかかる決定を行っています。

3　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

4　信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

5　証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引はありません。

6　証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等はありません。

7　証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

なお、当会がオリジネーターになるような取引は行っていないため、具体的な会計方針は定めておりません。

8　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター　（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク　（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　（Ｓ＆Ｐ）

9　内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

10　当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

11　当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

①　保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

		平成28年度		平成27年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住宅ローン	11	－	19	－
	自動車ローン	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－
	合計	**11**	**－**	**19**	**－**
オフバランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住宅ローン	－	－	－	－
	自動車ローン	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－
	合計	**－**	**－**	**－**	**－**

（注）証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

②　リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

平成28年度

（単位：百万円）

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	11	0	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－	リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－	リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－	リスク・ウェイト 650%	－	－
	リスク・ウェイト 1250%	－	－	リスク・ウェイト 1250%	－	－
	合計	**11**	**0**	**合計**	**－**	**－**
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	－	－	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－	リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－	リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－	リスク・ウェイト 650%	－	－
	リスク・ウェイト 1250%	－	－	リスク・ウェイト 1250%	－	－
	合計	**－**	**－**	**合計**	**－**	**－**

平成27年度

（単位：百万円）

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	19	0	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－	リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－	リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－	リスク・ウェイト 650%	－	－
	リスク・ウェイト 1250%	－	－	リスク・ウェイト 1250%	－	－
	合計	**19**	**0**	**合計**	**－**	**－**
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	－	－	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－	リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－	リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－	リスク・ウェイト 650%	－	－
	リスク・ウェイト 1250%	－	－	リスク・ウェイト 1250%	－	－
	合計	**－**	**－**	**合計**	**－**	**－**

（注）証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

③　自己資本比率告示第 223 条の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

	平成 28 年度	平成 27 年度
クレジットカード与信	－	－
住宅ローン	－	－
自動車ローン	－	－
その他	－	－
合計	－	－

（注）１　自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト 1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つＩ/Ｏストリップスによりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つＩ/Ｏストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

２　「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

④　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無

オペレーショナル・リスクに関する事項

１　リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

①　オペレーショナル・リスクの総合的な管理

各種オペレーショナル・リスクの定義とマネジメントについては「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」に規定し、粗利益を基にしたリスク量の測定結果や、各部署で作成する「オペレーショナル・リスクチェックリスト」の点検結果をリスク管理委員会で報告しております。また、以下の各リスクについては各種マニュアル等を制定し対応しております。

②　事務リスク管理

役職員による不祥事または当会の信用を著しく損なうような行動等が発生しないよう、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス管理を実施し、不祥事防止のための取組みを行っております。具体的には「オペレーショナル・リスクチェックリスト」「職員行動チェックリスト」を各部署においてそれぞれ年２回点検しリスク管理統括部署へ報告するとともに、内部勉強会の実施によりスキルアップ等を行っております。

③　システムリスク管理

当会の業務遂行上必要不可欠なシステム・外部インフラ等が障害・誤作動を起こすことにより発生する各種リスク（システムリスク・風評リスク・信用リスク等）については、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「危機管理・事業継続計画」等を策定し対応しております。

２　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、１年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近３年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

1　出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理手続き等については、前述「信用リスクに関する事項」に記載されている内容に準じ対応しております。具体的には外部出資先の経営状況等、ならびに時価評価による含み損益に基づく自己査定を実施しております。

①　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価　（単位：百万円）

	平成28年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	923	923	893	893
非上場	30,870	30,870	30,905	30,905
合計	**31,794**	**31,794**	**31,799**	**31,799**

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

②　出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益　（単位：百万円）

平成28年度			平成27年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	0	－	－

③　貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）　（単位：百万円）

平成28年度		平成27年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
580	9	540	0

④　貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）
該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

1　リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクに為替や株式等の価値変動によるリスクも含めて「市場リスクマネジメント要項」で市場リスクと定義付け、市場リスク量を毎月測定しリスク管理委員会に報告しています。

2　金利リスクの算定方法の概要

当会では、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）で測定した市場リスク量を内部管理に使用しています。

ＶａＲとは、現在のポートフォリオを一定期間保有した場合に、最大損失額がどの程度になるかを過去の市場変動等から統計的に算出する方法です

［内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減］

（単位：百万円）

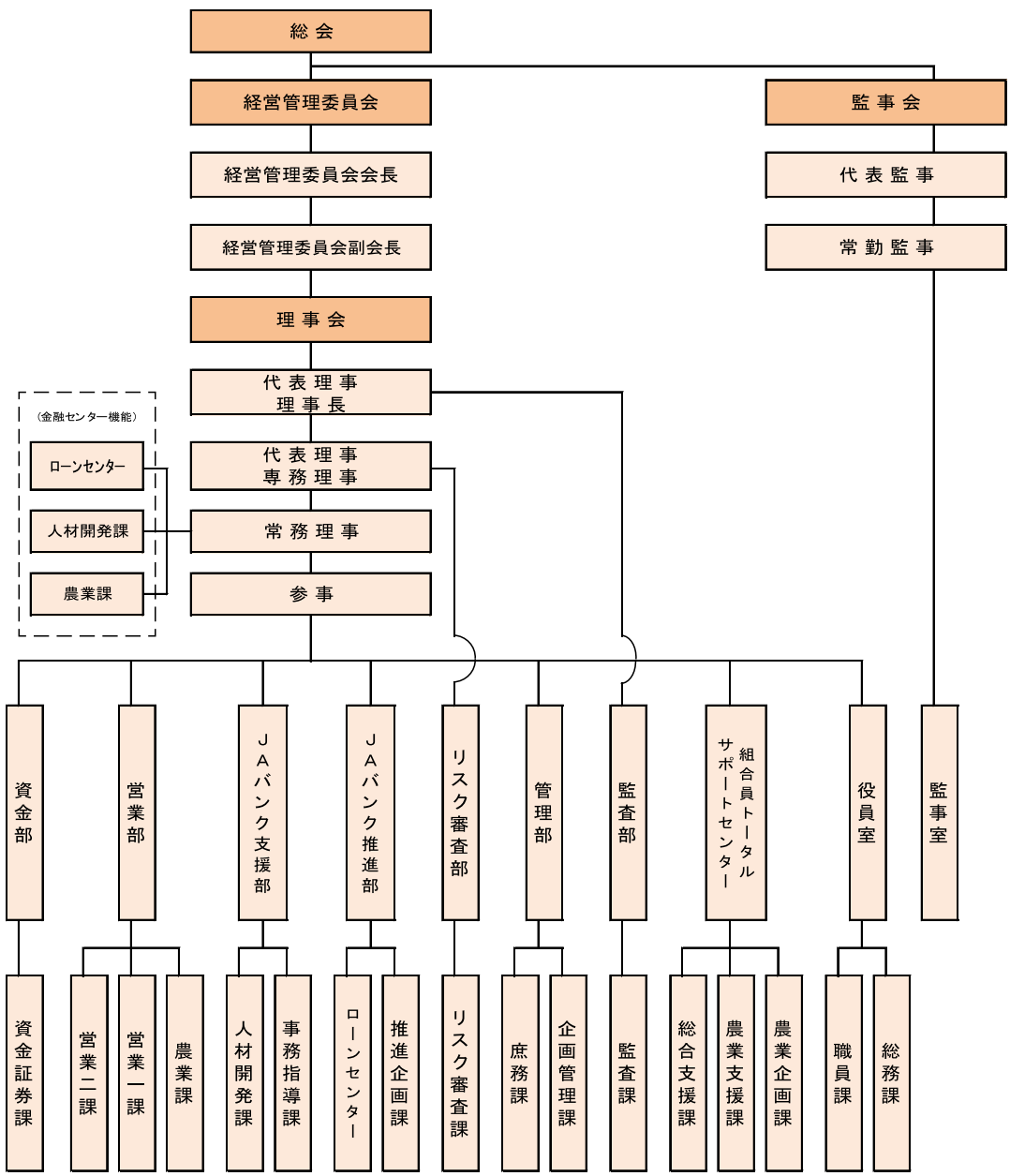
	平成28年度	平成27年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額	△　21,033	△　5,937

当会の概要

組織について

【機構図】

平成29年7月31日現在



【職員数】

区分	平成29年3月末	平成28年3月末
男子職員	46	50
女子職員	23	22
嘱託・常傭人	2	0
合計	71	72

【会員数】

区分	平成29年3月末	平成28年3月末
正会員	15	15
准会員	3	3
合計	18	18

役　員　一　覧

（平成 29 年 7 月 1 日現在）

経営管理委員会会長	経営管理委員		
田 波　　俊 明	冨 田　　勇 一	冨 田　　隆	
	松 田　　義 一	渡 辺　　源 治	
経営管理委員会副会長	牧 野　　正 男	松 田　　典 子	
宮 田　　幸 一	樋 村　　昌 宏	松 田　　三 代	

代表理事理事長	代表理事専務理事	常務理事
峨 家　二三雄	五十川　克美	中 村　　甚 吉

代表監事	常勤監事	監　事
長谷川　忠夫	鈴 木　　博 巳	田 中　　信 彦 ※

※田中信彦は農協法第 30 条 12 項に規定される員外監事です。

役職員の報酬体系

【 役　員 】

1　対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2　役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成 28 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

（単位：百万円）

	支　給　総　額
対象役員に対する報酬等	50

（注）対象役員は、経営管理委員 13 名、理事 4 名、監事 5 名です。（期中に退任した者を含む。）

3　対象役員の報酬等の決定等

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：農協関係団体の関係者および学識経験者から選出された委員 5 人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

【 職 員 等 】

1　対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者(注3)をいいます。

なお、平成 28 年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

（注）
1　「対象職員等」には、期中に退任・退職した者も含めております。
2　「同等額」は、平成28年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
3　「当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者」は、管理部門に携わるものを対象としています。

【 そ の 他 】

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

店 舗 等 の ご 案 内

【 店 舗 】

店　舗　名	本　所
所　在　地	福井市大手３丁目２番18号 福井県農業会館
代表電話番号	0776-27-8230



【県内の自動化機器の設置台数】

区　分	機　種	台　数
ＪＡが設置している自動化機器	ＣＤ	10
	ＡＴＭ	115
当会が設置している自動化機器	ＣＤ	2
	ＡＴＭ	1

（注）ＣＤ（現金自動支払機）、ＡＴＭ（現金自動預払機）

【当会が設置している自動化機器の設置場所】

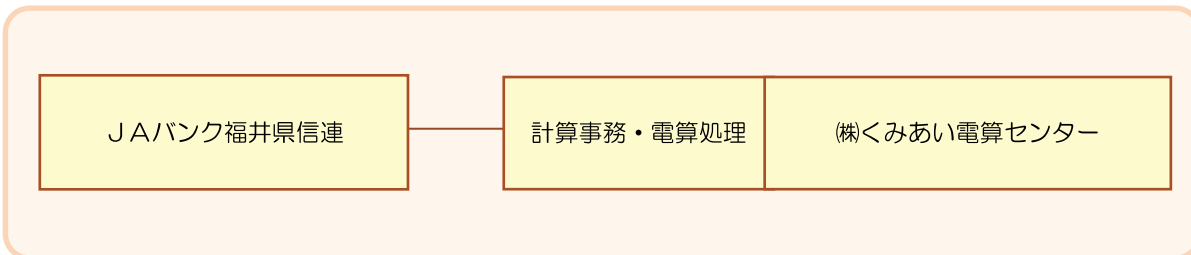
設置場所	機　種	土曜稼動	日曜祝日稼動
農業会館正面	ＡＴＭ	―	―
福井県立病院	ＣＤ	○	―
ＪＲ福井駅	ＣＤ	○	○

平成 29 年 7 月 1 日現在

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

当会と関係法人の事業系統



関 連 会 社 の 概 況 等

【基本情報】

会　社　名	所　在　地	主要な事業内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当会の議決権比率
株式会社 くみあい電算センター	福井市高木中央 ２丁目4201番地	情報処理サービス	昭和49年4月3日	25百万円	39.68%

【主な財務内容】　（単位：百万円）

売　上　高	経　常　利　益	当 期 純 利 益	総　資　産	純　資　産
898	84	66	1,146	839

【事業概況】

平成23年からの県域次期システム構想の最終段階として、県域システムのメインフレーム（汎用機）からオープン系基盤への移行を平成28年５月に完了しました。また、他の県域システムでは、出資金システムの一括増資・年次処理の機能追加、賦課金システムの再構築に取り組みました。

ＪＡＳＴＥＭ新システム対応については、ＪＡＳＴＥＭ端末機の更改、ＯＴＭ端末機の導入、自動化機器の統一ソフト導入に伴う機器改造および新規メーカー参入対応を実施しました。また、ＪＡＳＴＥＭ新システムとの連動を可能とするための中継システムを導入しました。

ＪＡ情報化支援につきましては、固有システムの開発および導入支援、各種システム研修等を実施したほか、ＩＳＭＳおよびプライバシーマーク維持活動を通じて、社内の情報セキュリティ確保に努めるとともに、県下ＪＡグループの情報システムの安定稼働を目指し取り組みました。

沿　革

【 昭 和 】

23. 8 福井県信用農業協同組合連合会創立
24. 9 農林中央金庫業務代理開始
29. 4 農林漁業金融公庫業務受託開始
35. 10 当会貯金 100 億円達成
38. 4 住宅金融公庫業務受託開始
41. 7 内国為替業務取扱い開始
42. 12 福井電子計算センター（共同出資による株式会社）設立
46. 7 貯金保険機構発足
49. 4 ㈱くみあい電算センター発足
50. 3 事務センター完成、オンラインシステム開始
7 国庫金取扱い開始
51. 11 当会貯金 1,000 億円達成
53. 12 福井県農協手形交換制度発足、メール業務開始
54. 2 全銀データ通信システム加盟
4 福井県農協系統為替オンライン開始
55. 6 福井県下農協間オンラインネットサービス開始
10 ＣＤ・ＡＴＭ稼動
57. 4 新農業会館竣工
58. 4 協同カード取扱い開始
61. 4 系統メール開始
9 組織機構改革により出張所廃止
63. 4 オンライン日計会計システム稼動

【 平 成 】

2. 7 都市銀行、地方銀行等との業態間オンライン現金自動支払機提携開始(MICS)(翌年２月には第２地銀との提携開始)
3. 9 当会貯金 5,000 億円達成
4. 1 農業協同組合のマーク、愛称に「ＪＡ」の使用開始
6. 10 国債窓口販売業務取扱い開始
8. 1 組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現
坂井地区５ＪＡ「ＪＡ花咲ふくい」
南条地区４ＪＡ「ＪＡ越前たけふ」
3 若狭地区５ＪＡ「ＪＡわかさ」
4 高志地区２ＪＡ「ＪＡ福井市」
10. 4 日銀歳入金受入事務開始
7 福井県ＪＡバンク推進大会開催
（ＪＡバンクのロゴ使用開始）
11. 4 組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現
奥越地区４ＪＡ「ＪＡテラル越前」
7 系統投資信託窓口販売業務開始
12. 5 郵便貯金とのＣＤ・ＡＴＭ相互接続開始
13. 1 組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現
丹生地区６ＪＡ「ＪＡ越前丹生」
10 日銀歳入復代理店業務開始
12 ＪＡネットバンク（インターネットバンキング）開始
14. 1 組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現
今立地区２ＪＡ「ＪＡたんなん」
15. 3 ＪＡＳＴＥＭシステムへ移行
16. 1 マルチペイメントネットワークによる収納サービス開始
17. 3 決済用貯金取扱い開始
18. 4 ファームバンキング開始
19. 5 生体認証サービス開始
21. 1 組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現
高志地区２ＪＡ「ＪＡ福井市」
23. 1 ＪＡＳＴＥＭ次期システムへ移行
4 「ＪＡバンクローンセンター福井」設立
10 特定信用事業代理業務取扱開始
24. 1 組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現
二州地区３ＪＡ「ＪＡ敦賀美方」
28. 4 組合員トータルサポートセンター設立

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の３に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）　ページ

１　概況及び組織に関する事項
（１）業務の運営の組織・・69
（２）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（３）事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（４）特定信用事業代理業者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
２　主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～29
３　主要な業務に関する事項
（１）直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～20
（２）直近の５事業年度における主要な業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
ア　経常収益
イ　経常利益又は経常損失
ウ　当期剰余金又は当期損失金
エ　出資金及び出資口数
オ　純資産額
カ　総資産額
キ　貯金等残高
ク　貸出金残高
ケ　有価証券残高
コ　単体自己資本比率
サ　剰余金の配当の金額
シ　職員数
（３）直近の２事業年度における事業の状況
ア　主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44～45
イ　貯金に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
ウ　貸出金等に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46～50
エ　有価証券に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
４　業務の運営に関する事項
（１）リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10～11
（２）法令遵守の体制・・３
（３）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況・・・・・・・・・・・・・・・・21～24
（４）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
５　直近の２事業年度における財産の状況に関する事項
（１）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書・・・・・・・・・・・31～42
（２）貸出金にかかる額及びその合計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
ア　破綻先債権に該当する貸出金
イ　延滞債権に該当する貸出金
ウ　３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
エ　貸出条件緩和債権に該当する貸出金
（３）元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（４）自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54～68
（５）取得価額又は契約価額、時価及び評価損益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51～53
ア　有価証券
イ　金銭の信託
ウ　デリバティブ取引
エ　金融等デリバティブ取引
オ　有価証券関連店頭デリバティブ取引
（６）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（７）貸出金償却の額・・50

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系・・70～71



福井県信用農業協同組合連合会

発行　平成29年７月

編集　福井県信用農業協同組合連合会
管理部　企画管理課

〒910-8666 福井市大手３丁目２番18号
TEL (0776)27-8232
http://www.ja-bank-fukui.or.jp/tokai/